

令和8年度 建設工事関係者連絡会議

日 時 令和8年8月25日(火) 14時00分～
場 所 (一社)杵島建設業協会 会議室

次 第

- 1 武雄労働基準監督署長挨拶
- 2 労働災害防止対策等について (監督署)
- 3 監督指導実施状況等について (監督署)
- 4 事業概要、災害防止の目標・活動状況等について (各機関)
- 5 情報交換、質疑、意見交換

武 雄 労 働 基 準 監 督 署



公共発注者の皆様へ

公共工事の発注者として 「安全衛生経費」の確保を！

- 公共工事の発注において、工事の品質や納期だけでなく、現場で働く人々の安全確保も非常に重要です。特に地方公共団体として、地域社会の安全を守る責任があり、「安全衛生経費」の適正な確保に向けた取組が必要です。



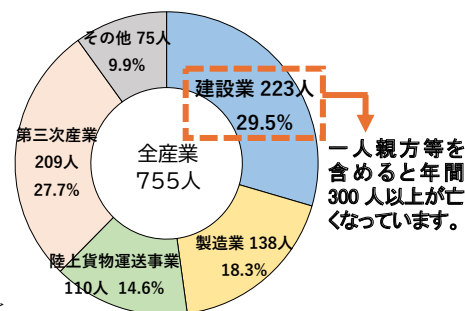
労働災害の現状と発注者の役割

建設業界では、墜落や転落、重機による災害・事故が頻発しており、厚生労働省の統計では、2023年には建設業での死亡事故が223件となっています※1。これは全産業の中でも特に高い割合であり、国では「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(令和6年12月13日閣議決定)」等※2において、発注者にも安全衛生経費の適正な確保を求めています。

※1 出典:厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」

※2 品確法基本方針(R6.12.13 閣議決定)や建設業法令遵守ガイドラインでも、発注者に適切な取組を求めています。

【業種別死亡災害発生状況(2023年)】



安全衛生経費とは？

安全衛生経費とは、建設現場での労働災害を防ぐために必要な費用を指します。以下のような項目が安全衛生経費に含まれます。

これらの費用を適切に確保しない場合、現場での災害・事故リスクが高まり、工事の遅延や追加費用の発生につながる可能性があります。発注者として、安全衛生経費の適正な確保を行い、労働者の命を守る重要な責任があります。

・仮設設備の費用

(足場や転落防止ネットの設置)

・保護具の費用

- ①保護帽
- ②墜落制止用器具(銅ベルト型)
- ③墜落制止用器具(フルハーネス型)
- ④保護眼鏡
- ⑤保護手袋
- ⑥安全靴
- ⑦安全チョッキ
- ⑧防塵・防毒マスク
- ⑨防塵フィルター
- ⑩耳栓

・労働者への安全衛生教育費用

- ①雇い入れ時教育
- ②送り出し教育の受講
- ③新規入場者教育の受講
- ④安全衛生協議会・職長会への参加
- ⑤災害防止協議会・安全パトロールへの参加
- ⑥朝礼・KY 活動・一斉清掃等
- ⑦職長・安全衛生責任者教育
- ⑧足場組立て等特別教育
- ⑨フルハーネス型墜落制止用器具特別教育
- ⑩酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育
- ⑪高所作業車運転特別教育(作業床の高さ10m 未満)
- ⑫職長等再教育及び安全衛生責任者教育
- ⑬フォークリフト運転技能講習
- ⑭玉掛け技能講習



安全衛生経費を含めた適正な予定価格の設定

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」の中で、予定価格を設定する際に、安全衛生経費など実際の施工に要する通常妥当な経費を適切に積算する重要性が示されています。安全対策を徹底するためにも、適正な予定価格の設定をお願いします。



安全衛生経費を確保する必要性

- 工事の安全性向上** 適切な安全対策が講じられ、労働災害のリスクを大幅に減らすことができます。
- 工事の品質向上** 安全が確保された現場では、作業の中断がなく、高品質な構造物を造ることができます。
- 地域住民への信頼** 安全な現場を提供することで、地域社会からの信頼を高めることができます。
- 法令遵守の徹底** 入契法適正化指針等に基づく地方公共団体としての責任を果たすことができます。



公共発注者に求められる役割

現場での適正な運用の徹底に向けて、公共発注者としても、以下の点に注意して推進を図ることが大切です。

- 安全衛生経費の適切な積算** 予定価格を設定する際は、安全衛生対策が実施できるようにするため、安全衛生経費を適切に積算しましょう。低価格入札の場合は、安全衛生経費が確保できているか確認をお願いします。
- 確認表・標準見積書の推奨** 発注先の元請に対し、下請との契約で「安全衛生対策項目の確認表」と「安全衛生経費を内訳明示した見積書」を活用するよう推奨しましょう。
- 安全衛生経費の周知** 地域の建設事業者に対し、安全衛生経費の重要性について広く周知し、工事関係者の意識向上を図りましょう。



詳細は以下ホームページでご覧下さい

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html

お問合せ先

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課 専門工事業・建設関連業振興室
電話番号 03(5253)8111(内線 24813、24816)

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室
電話番号 03(5253)1111(内線 5486)



国土交通省



厚生労働省

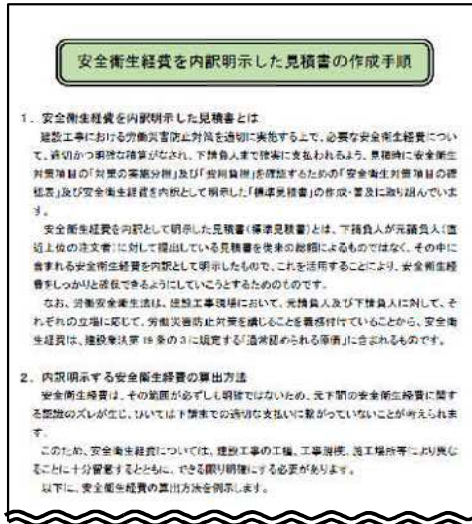
- | | |
|------------|---|
| 平成28年12月 | 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律 成立 |
| 平成29年6月 | 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（閣議決定）
安全衛生経費については（中略）適切かつ明確な積算がなされ、請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施すること |
| 平成30年～令和4年 | 建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会 |
| 令和4年～ | 安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG |
| 令和5年8月 | 取組① 「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」及び「説明書」を公表 → 建設業者団体に作成・活用を依頼 |
| 令和6年3月 | 取組② 「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を公表 → 建設業者団体に「標準見積書」の作成・活用を依頼 |

 国土交通省

- 「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を令和6年3月に作成し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
- ・各専門工事業団体に対して、「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」及び先行的に作成した工種※の標準見積書を参考に、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を検討、作成いただくよう依頼。
 - ・すべての建設企業に対して、「安全衛生対策項目の確認表」及び「標準見積書」を活用し、建設工事の現場において、下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、安全衛生経費を見積書に内訳明示することにより、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。

※ 専門工事業団体等の協力を得て、2工種(型枠、左官)の標準見積書を先行的に検討・作成。

【国土交通省において作成した作成手順】



【先行的に作成した工種の標準見積書(案)「左官工事」(令和6年3月時点)】



国土交通省において作成した作成手順では、安全衛生経費の内訳として以下の算出方法を例示

- ①個別工事現場(作業場)における安全衛生経費
②個別工事現場(作業場)における建設技能者に係る安全衛生経費
③店社で支出する安全衛生経費

②個別工事現場(作業場)における建設技能者に係る安全衛生経費

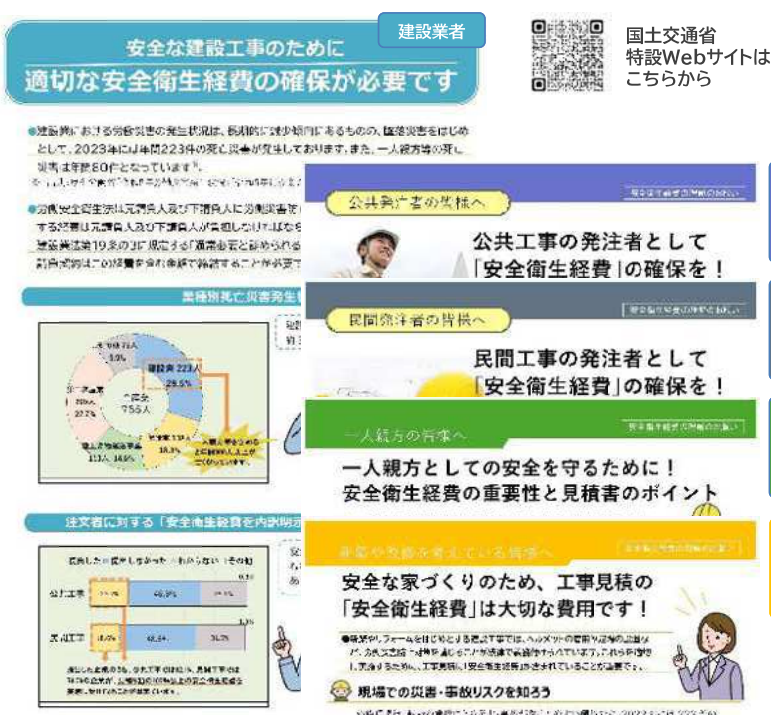
③店社で支出する安全衛生経費

建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けた取組

- 安全衛生経費は、労働安全衛生法に基づく労働災害防止対策等を実施するための必要経費として確保する必要。
- リーフレットや国土交通省特設Webサイト、公共工事の発注者(都道府県)・建設業者向け説明会等を通じて、「安全衛生対策項目の確認表」や「標準見積書」の活用などによる、適切な安全衛生経費の確保を求めている。

リーフレットや国土交通省特設Webサイト、公共工事の発注者（都道府県）・建設業者向け説明会等を通じて、「安全衛生対策項目の確認表」や「標準見積書」の活用などによる、適切な安全衛生経費の確保を求めている。

対象別のリーフレットの作成



確認表・標準見積書の作成



発注者・建設業者向け説明会の開催



令和6年度
説明会参加実績
都道府県：184名
建設業者：2,189名

延政来日: 2, 10, 20 日

- ✓技能労働者の処遇改善のため、注文者から技能者を雇う下請業者に対し、賃金原資である労務費に加え、法定福利費、安全衛生経費等の必要経費が適正に支払われる必要。
- ✓第三次・担い手三法の改正による、技能者の処遇改善のための新たなルール導入も踏まえ、契約当事者間において適正な見積りを取り交わす契約慣行を広く定着させるため、官民一体となった取組加速化が必要。

技能者の処遇改善に必要な下請代金の確保

- 建設業法における「通常必要と認められる原価」として、**労務費・材料費等に加え、法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金その他の労働者の雇用に伴う必要経費等**が想定。

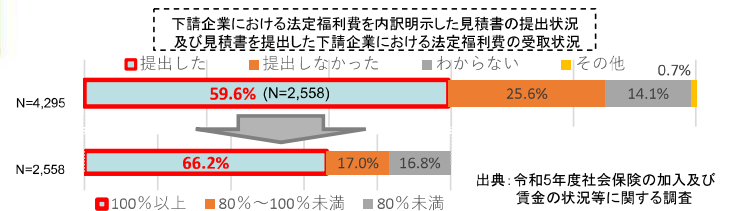
※イメージ図



- 今後、適正施工に必要な労務費・必要経費の内訳等を記載した見積書の作成が努力義務化
- 併せて、著しく低い労務費や必要経費による見積り・見積り変更依頼を禁止

適正な見積書を取り交わす契約慣行の必要性

- これまで、**労務費及び法定福利費、安全衛生経費を含む適正な見積り**について、元請・下請・民間発注者に対して取組を要請。
- 現在、法定福利費を内訳明示した見積書を提出している下請業者は59.6%。そのうち66.2%は内訳明示した額を受け取り。



- 労務費・必要経費の行き渡りには適切な見積りが不可欠だが、まだ不十分。
- 12月の改正建設業法の施行を控え、適切な見積書を取り交わす契約慣行の定着に向けた官民一体の取組を加速化させる必要。**

25

建設業法・施行規則での法定福利費・安全衛生経費・建退共掛金の位置づけ

建設業法（昭和二十四年法律第百号）令和7年12月12日 施行

第三章 建設工事の請負契約

第一節 通則

（建設工事の見積り等）

第二十条

建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該**建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの**（以下この条において「材料費等」という。）その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書（以下この条において「材料費等記載見積書」という。）を作成するよう努めなければならない。

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

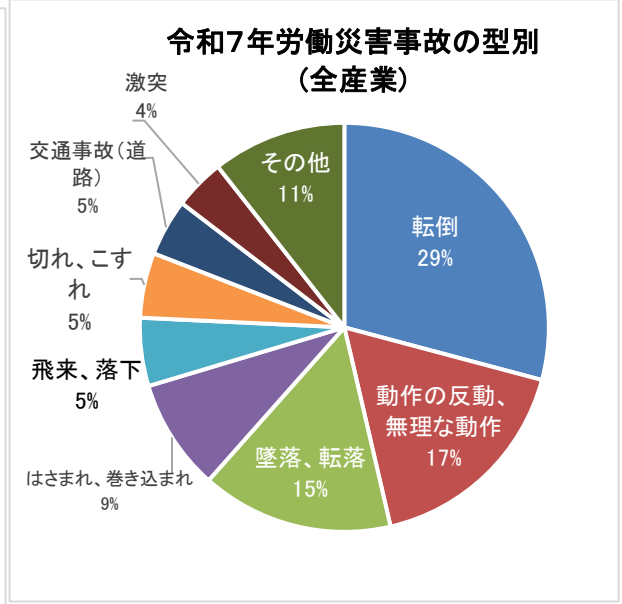
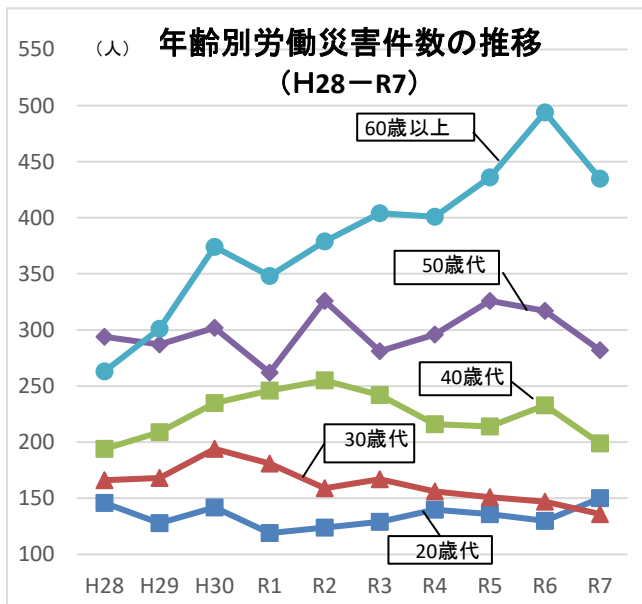
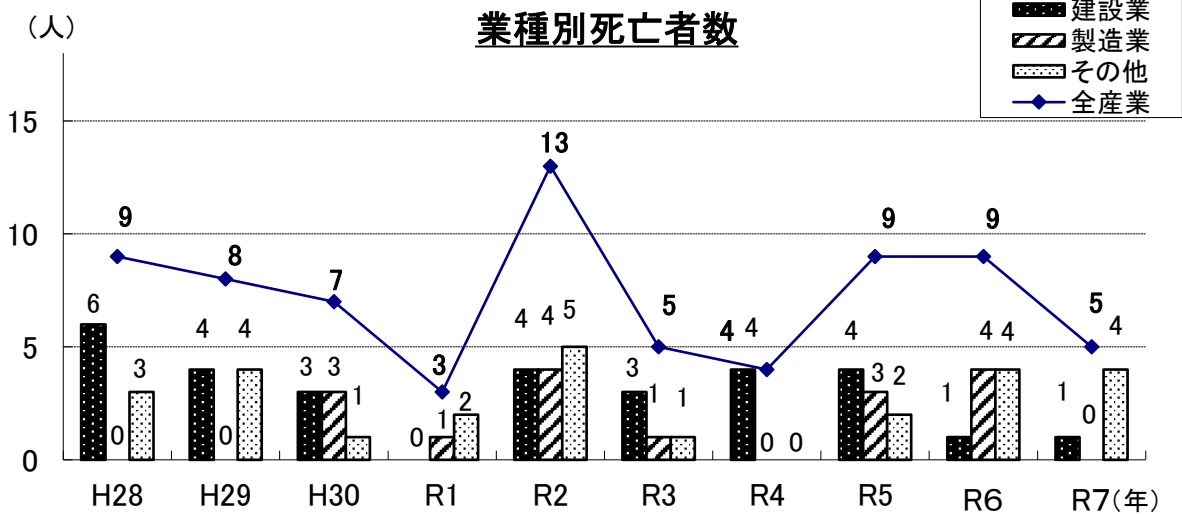
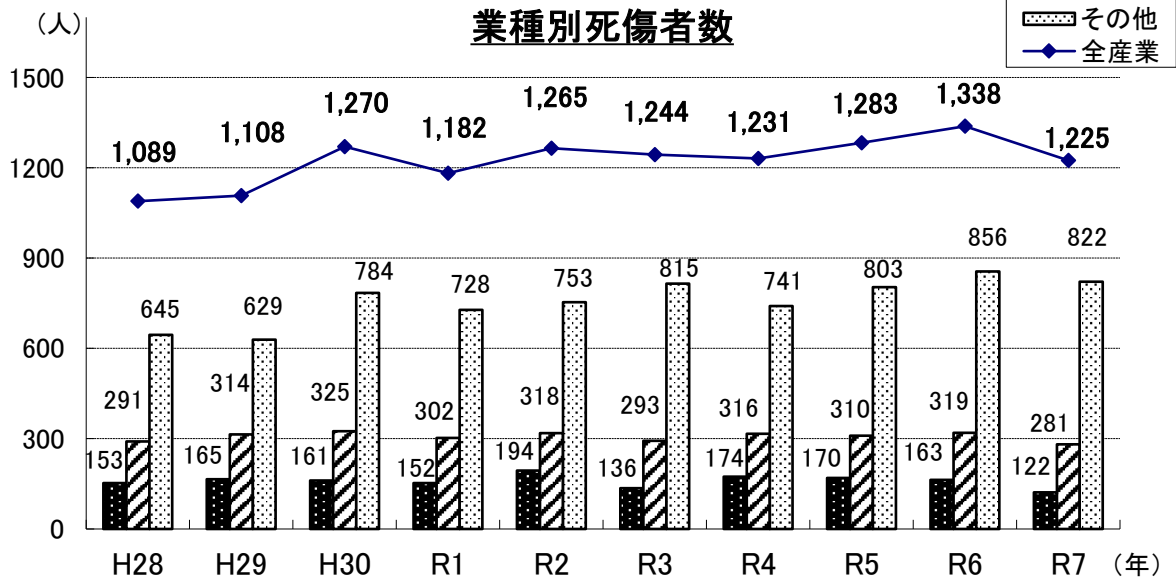
（適正な施工を確保するために不可欠な経費）

第十三条の十二 法第二十条第一項の国土交通省令で定める経費は次のとおりとする。

- 一 **法定福利費**（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）
- 二 **安全衛生経費**（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に案する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）
- 三 **建設業退職金共済契約**（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金

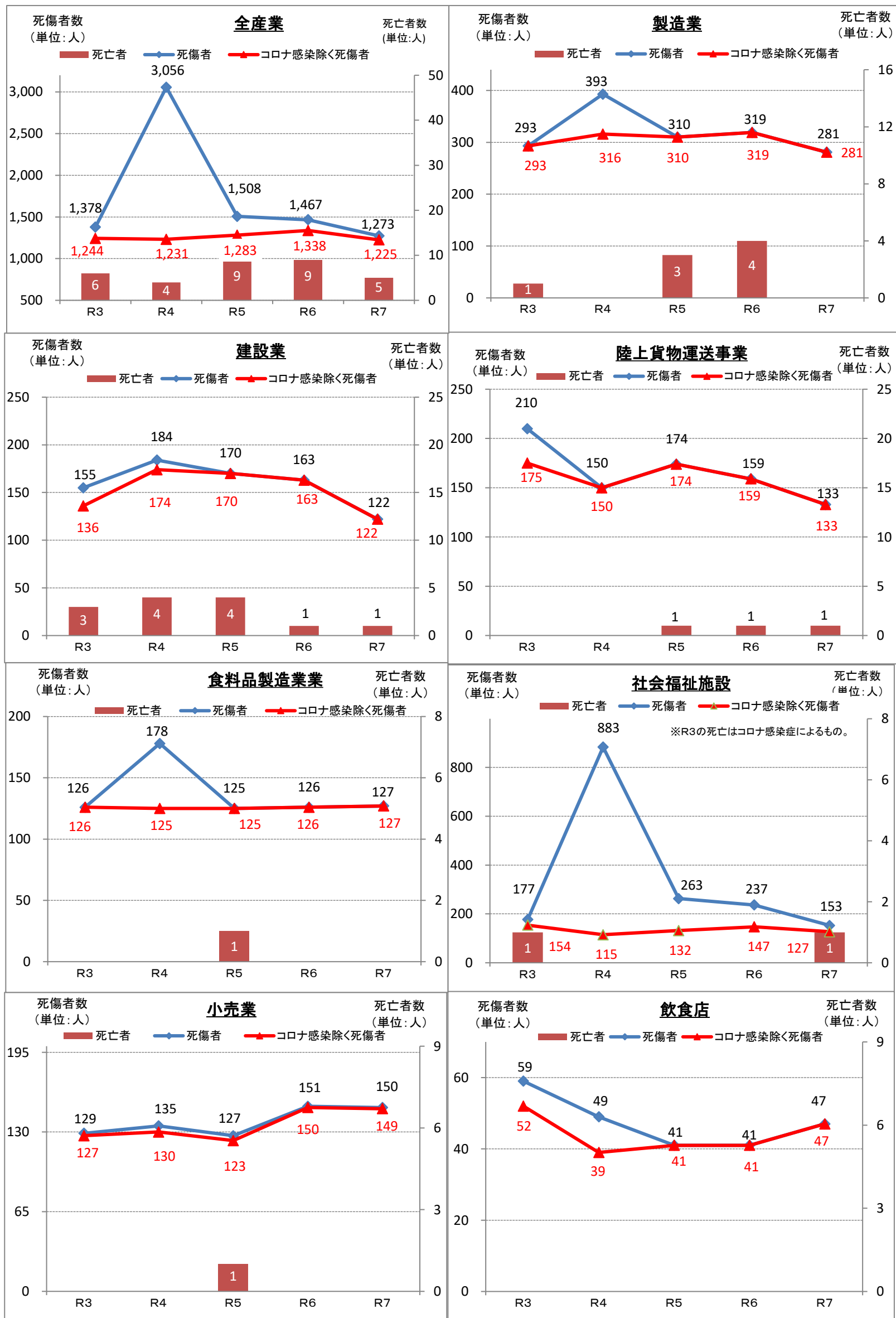
令和7年の県内の休業4日以上死傷者数は1,225人となっている。また、死亡者数は5人と前年に比べ4名の減少となっている。（コロナウィルス感染症を除く）

佐賀県における労働災害の推移



資料: 労働者死傷病報告(休業4日以上)(コロナを除く)

○佐賀県内における業種別労働災害の推移 令和3年～令和7年)



資料:労働者死傷病報告(休業4日以上)

佐賀県内における死亡労働災害の概要

令和8年8月7日現在

【令和8年】

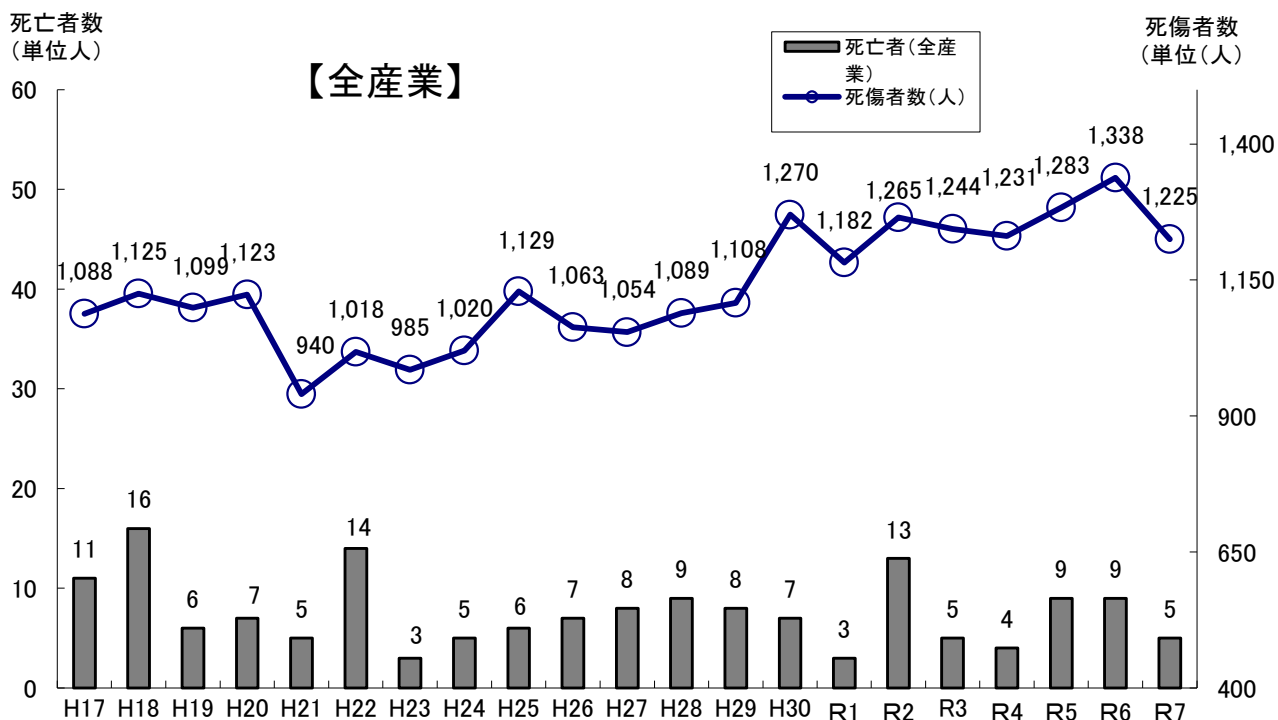
番号	業 種	管轄署	発生日	被災者	事故の型	起因物	発 生 状 況
			時 刻	年 齢			
1	窯業 土石製品 製造業	佐賀署	R8.4.9 14時00分頃	男 70歳代	交通事故 (道路)	トラック	被災者は生コンクリートを積んだミキサー車（4トン車）を運転して配達先に向かっている途中、配達経路の市道から約5m下の川に転落し、被災した。 約3時間後に横転した車内から救助されたが、現場で死亡が確認された。
2	道路貨物 運送業	武雄署	R8.7.8 8時00分頃	男 50歳代	おぼれ	水	被災者は、荷下ろしのため岸壁から約1mの位置に、進行方向左側が海側となる向きでトラック（13tウイング車）を停車させていた。荷下ろし作業完了後、被災者はトラック後方（岸壁側）に移動した後、岸壁から海面（約4m下）へ墜落し、溺死した。

※表中の業種、業務上外等については、未確定のものも記載している。

【令和7年】

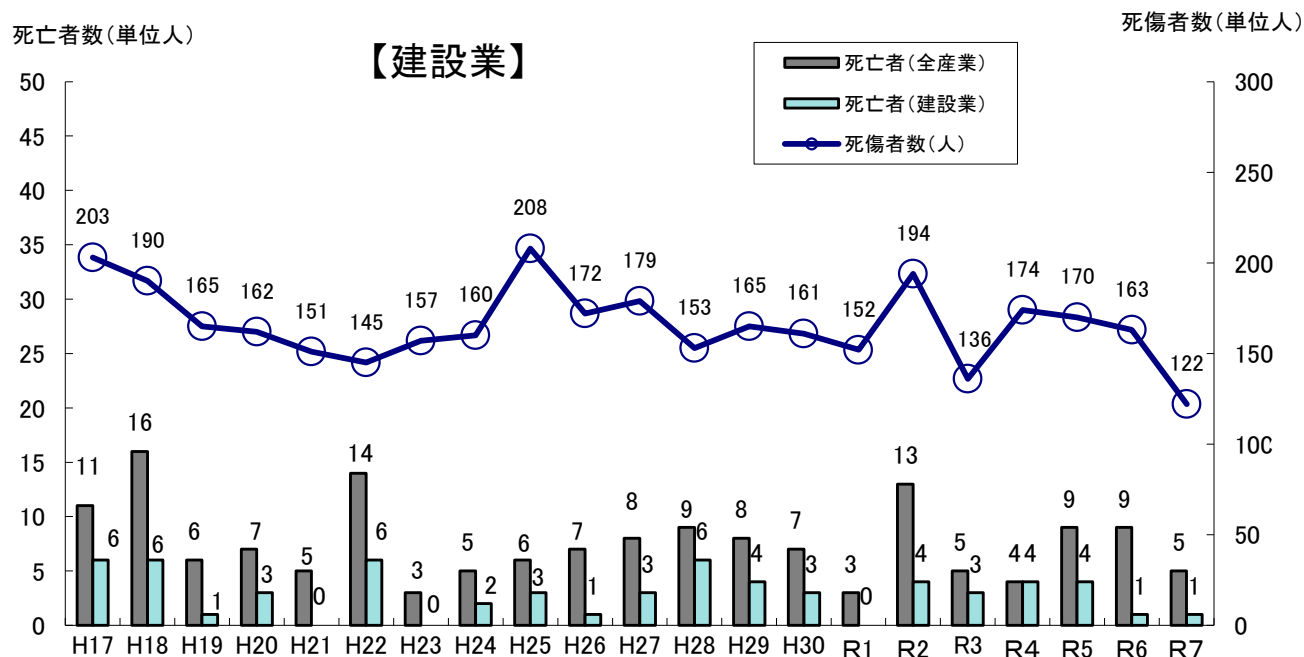
番号	業 種	管轄署	発生日	被災者	事故の型	起因物	発 生 状 況
			時 刻	年 齢			
1	道路貨物 運送業	佐賀署	R7.2.4 10時30分頃	男 60歳代	飛来・落下	玉掛用具	積載型小型移動式クレーンに積載したコンテナを荷台から卸す作業中、被災者は当該クレーンを操作し、コンテナを卸す位置の直上で停止させ、同僚と2人で位置の調整をしていたところ、玉掛用ワイヤロープが切断し、同僚とともにコンテナの下敷きになり被災した。
2	その他の 事業 (警備業)	佐賀署	R7.4.4 11時40分頃	男 70歳代	墜落・転落	掘削用機械	ドラグ・ショベルのバケット内側に乗って、立木の枝をチェーンソーを用いて伐採作業中、被災者は枝を伐採した直後に約8m下の用水路に墜落し被災した。
3	社会福祉 施設	佐賀署	R7.5.31 17時40分頃	女 50歳代	その他	その他の起因物	被災者は来訪者の対応中、突然刃物で襲われた。
4	土木 工事業	武雄署	R7.8.18 15時30分頃	男 40歳代	高温・低温 の物との接 触	高温・低温 環境	道路の除草作業中、被災者は道路上の雑草の残渣をブロワーで清掃する等の補助作業を行っていたところ倒れ、緊急搬送されたが、当日死亡した。 (災害発生地直近の観測所における気温：33.8度)
5	卸売業	佐賀署	R7.12.12 17時40分頃	男 20歳代	交通事故 (道路)	乗用車	高速道路を利用し取引先から会社の車で帰社途中、追い越し車線に故障のため停車していたトラックに追突し、その後、後続の乗用車に追突され被災した。

佐賀県内における労働災害の推移(平成17年～令和7年)



資料:労働者死傷病報告より(佐賀労働局) *コロナ感染症によるものを除く。

佐賀県内における労働災害の推移(平成17年～令和7年)



資料:労働者死傷病報告より(佐賀労働局) *コロナ感染症によるものを除く。

過去10年間の業種別死亡労働災害発生状況(平成28年～令和7年)

佐賀労働局

業種\年	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	合計	割合
製造業			3	1	4	1		3	4		16	21.9%
鉱業						1					1	1.4%
建設業	6	4	3		4	3	4	4	1	1	30	41.1%
運輸交通業	3	2		1	2			1	3	1	13	17.8%
農林業												
畜産・水産業												
商業			1	1	2			1		1	6	8.2%
通信業												
教育・研究業												
保健衛生業						1				1	2	2.7%
清掃・と畜業		1									1	1.4%
その他の事業		1			1				1	1	4	5.5%
合計	9	8	7	3	13	6	4	9	9	5	73	

建設業の年別・事故の型別死亡労働災害発生状況(平成28年～令和7年)

佐賀労働局

事故の型\年	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	合計	割合
墜落・転落	5	1	2		3	2	2		1		16	53.3%
はさまれ・巻き込まれ								1			1	3.3%
交通事故	1	2			1			1			5	16.7%
崩壊・倒壊		1					1				2	6.7%
他(熱中症、蜂刺等)			1							1	2	6.7%
飛来・落下												
激突され							1				1	3.3%
転倒								1			1	3.3%
おぼれ						1		1			2	6.7%
合計	6	4	3		4	3	4	4	1	1	30	

建設業の年別・起因物別死亡労働災害発生状況(平成28年～令和7年)

佐賀労働局

起因物\年	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	合計	割合
木材加工用機械												
建設機械等	2				1		1	2	1		7	23.3%
動力クレーン等						1					1	3.3%
動力運搬機	1	2	1		1		1	1			7	23.3%
乗物								1			1	3.3%
用具	1										1	3.3%
その他の装置・設備					1						1	3.3%
仮設物、建築物、構築物等	2	1	1		1	1	2				8	26.7%
荷												
環境等		1	1			1				1	4	13.3%
合計	6	4	3		4	3	4	4	1	1	30	

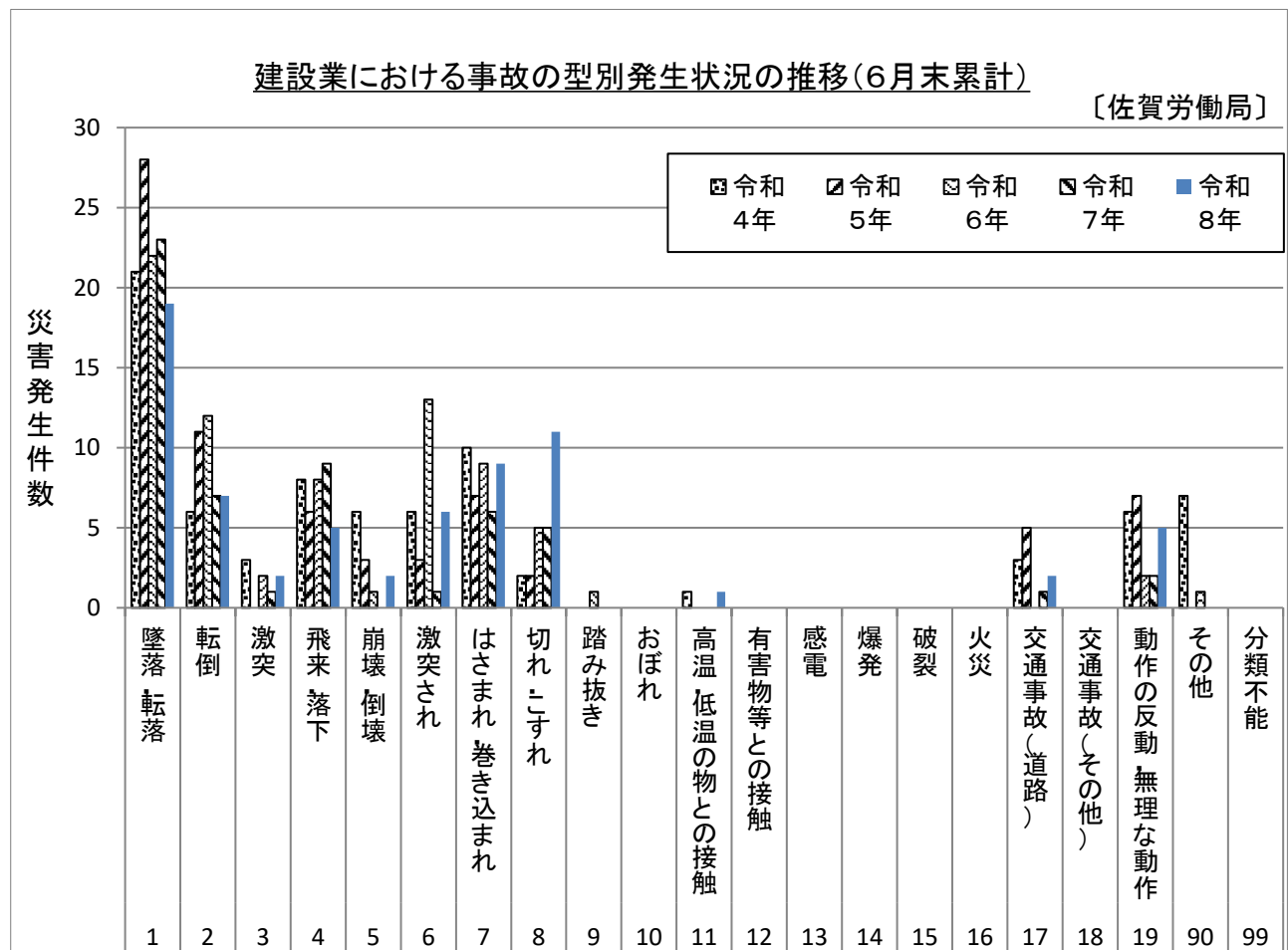
令和7年建設業における事故の型別・起因物別の発生状況

[illegible]

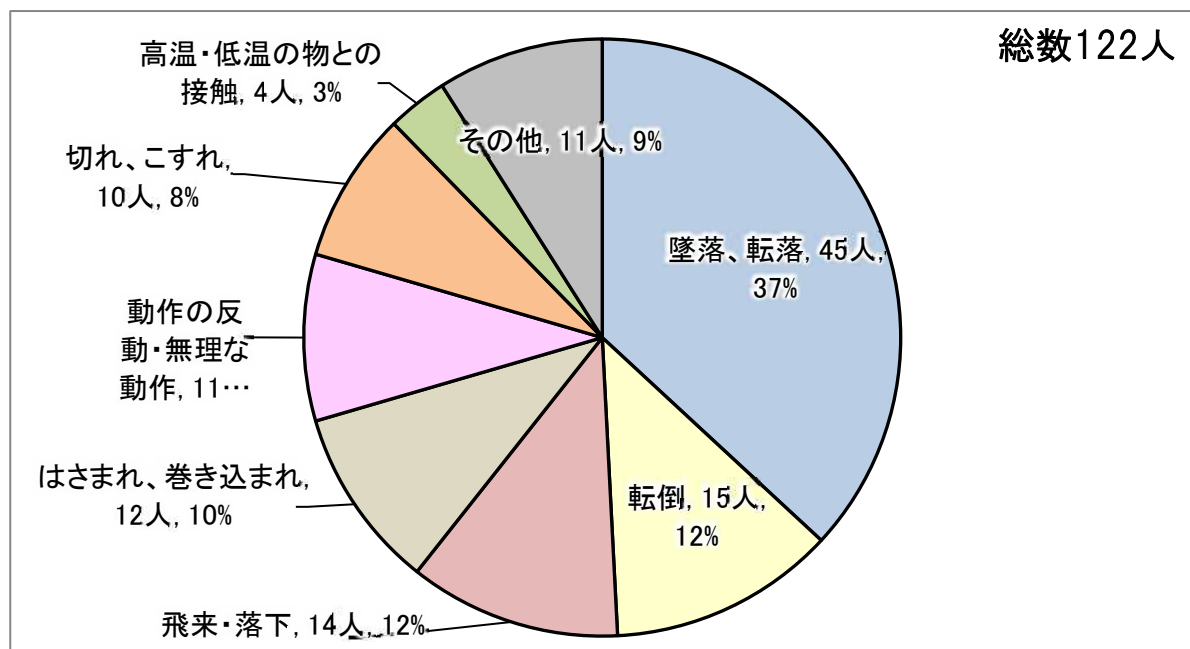
建設業における事故の型別発生状況の推移(6月末累計)

佐賀労働局

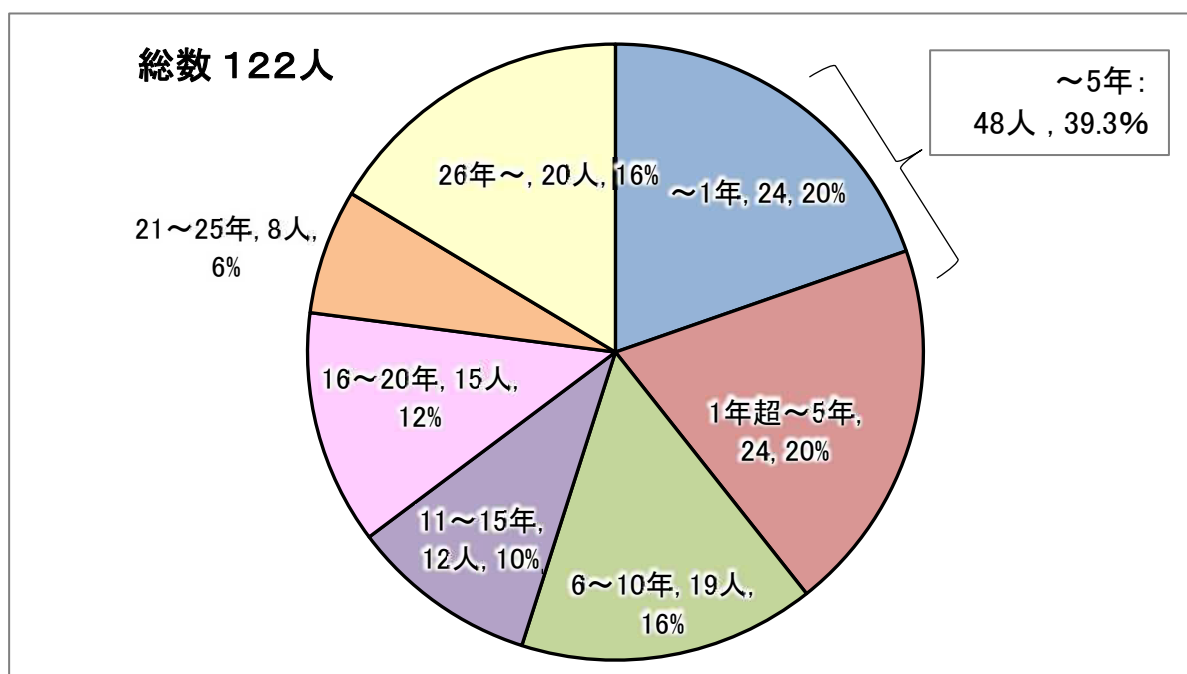
事故の型	対象年				
	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年
1 墜落・転落	21	28	22	23	19
2 転倒	6	11	12	7	7
3 激突	3	0	2	1	2
4 飛来・落下	8	6	8	9	5
5 崩壊・倒壊	6	3	1	0	2
6 激突され	6	3	13	1	6
7 はさまれ・巻き込まれ	10	7	9	6	9
8 切れ・こすれ	2	2	5	5	11
9 踏み抜き	0	0	1	0	0
10 おぼれ	0	0	0	0	0
11 高温・低温の物との接触	1	0	0	0	1
12 有害物等との接触	0	0	0	0	0
13 感電	0	0	0	0	0
14 爆発	0	0	0	0	0
15 破裂	0	0	0	0	0
16 火災	0	0	0	0	0
17 交通事故(道路)	3	5	0	1	2
18 交通事故(その他)	0	0	0	0	0
19 動作の反動・無理な動作	6	7	2	2	5
90 その他	7	0	1	0	0
99 分類不能	0	0	0	0	0
合計	79	72	76	55	69



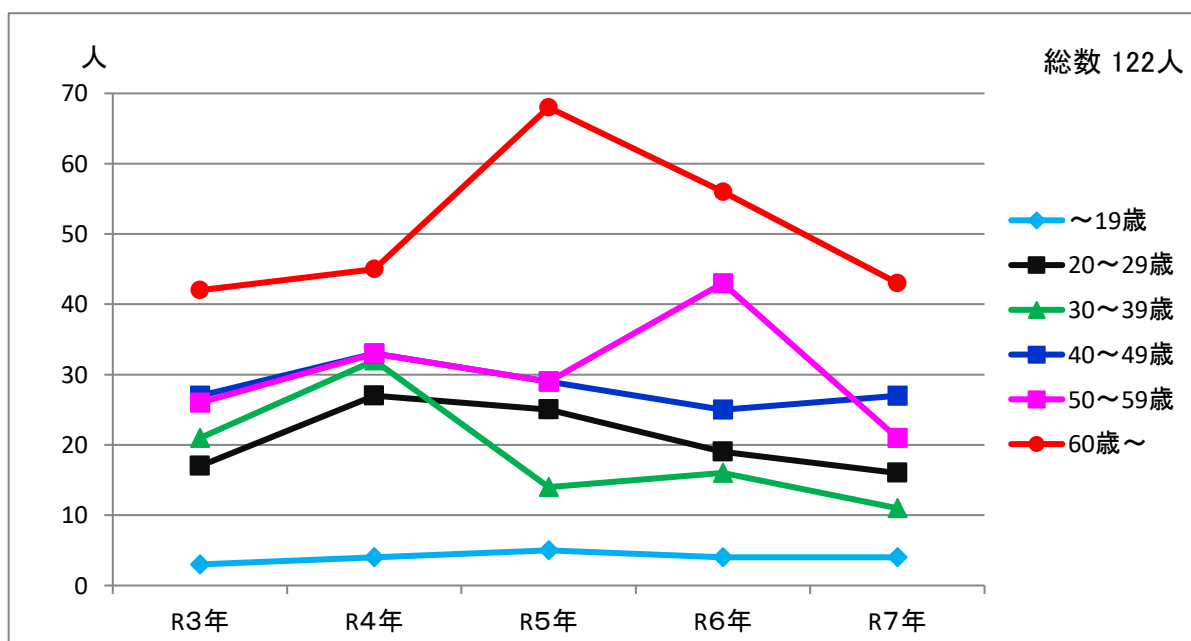
建設業の事故の型別労働災害発生状況(令和7年)



建設業の経験年数別労働災害発生状況(令和7年)



建設業の年齢別労働災害発生状況(令和7年)



(資料): 労働者死傷病報告(休業4日以上) * コロナ感染症によるものを除く。

発注者別・工事別労働災害発生状況
(令和2年～令和7年発生分)

佐賀労働局

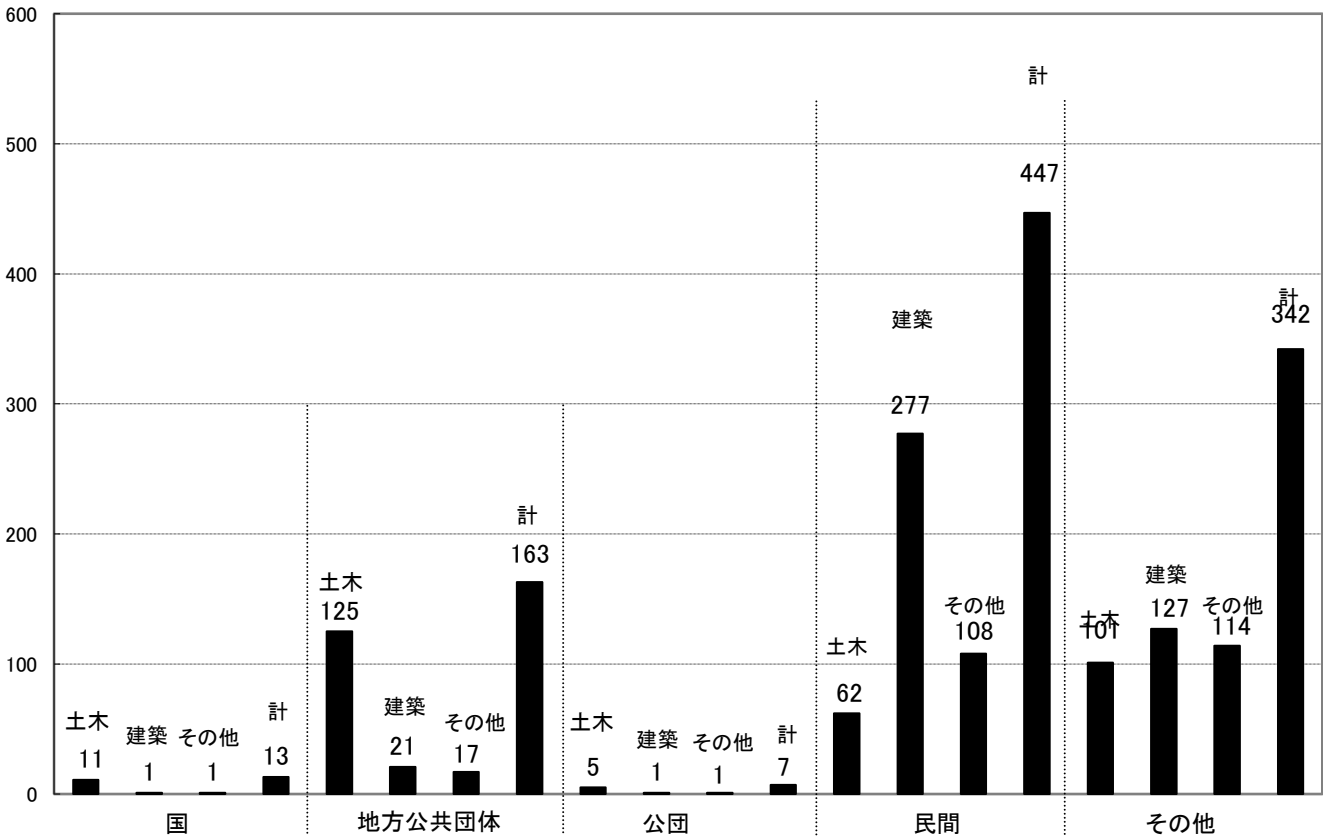
発注者種類	工事別	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年		合計	
		死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡
国	土木工事業	1		3	(1)	1		2	(1)	3		1		11	(2)
	建築工事業									1				1	
	その他の建設業							1						1	
	計	1		3	(1)	1		3	(1)	4		1		13	(2)
地方公共団体	土木工事業	16		13		23	(2)	22	(1)	32		19	(1)	125	(4)
	建築工事業	5		5		4		2		4		1		21	
	その他の建設業	2		7	(1)		(1)	1		3		4		17	(2)
	計	23		25	(1)	27	(3)	25	(1)	39		24	(1)	163	(6)
公団	土木工事業	2		1		1		1						5	
	建築工事業	1												1	
	その他の建設業	1												1	
	計	4		1		1		1						7	
民間	土木工事業	18	(3)	14		12		9		4		5		62	(3)
	建築工事業	59	(1)	46	(1)	48	(1)	56		47	(1)	21		277	(4)
	その他の建設業	22		22		15		12		23		14		108	
	計	99	(4)	82	(1)	75	(1)	77		74	(1)	40		447	(7)
その他	土木工事業	19		7		19		15	(2)	13		28		101	(2)
	建築工事業	28		11		33		25		17		13		127	
	その他の建設業	17		23		18	(1)	24		16		16		114	(1)
	計	64		41		70	(1)	64	(2)	46		57		342	(3)
合計	土木工事業	56	(3)	38	(1)	56	(2)	49	(4)	52		53	(1)	304	(11)
	建築工事業	93	(1)	62	(1)	85	(1)	83		69	(1)	35		427	(4)
	その他の建設業	42		52	(1)	33	(2)	38		42		34		241	(3)
	計	191	(4)	152	(3)	174	(5)	170	(4)	163	(1)	122	(1)	972	(18)

()内は死亡者数で内数

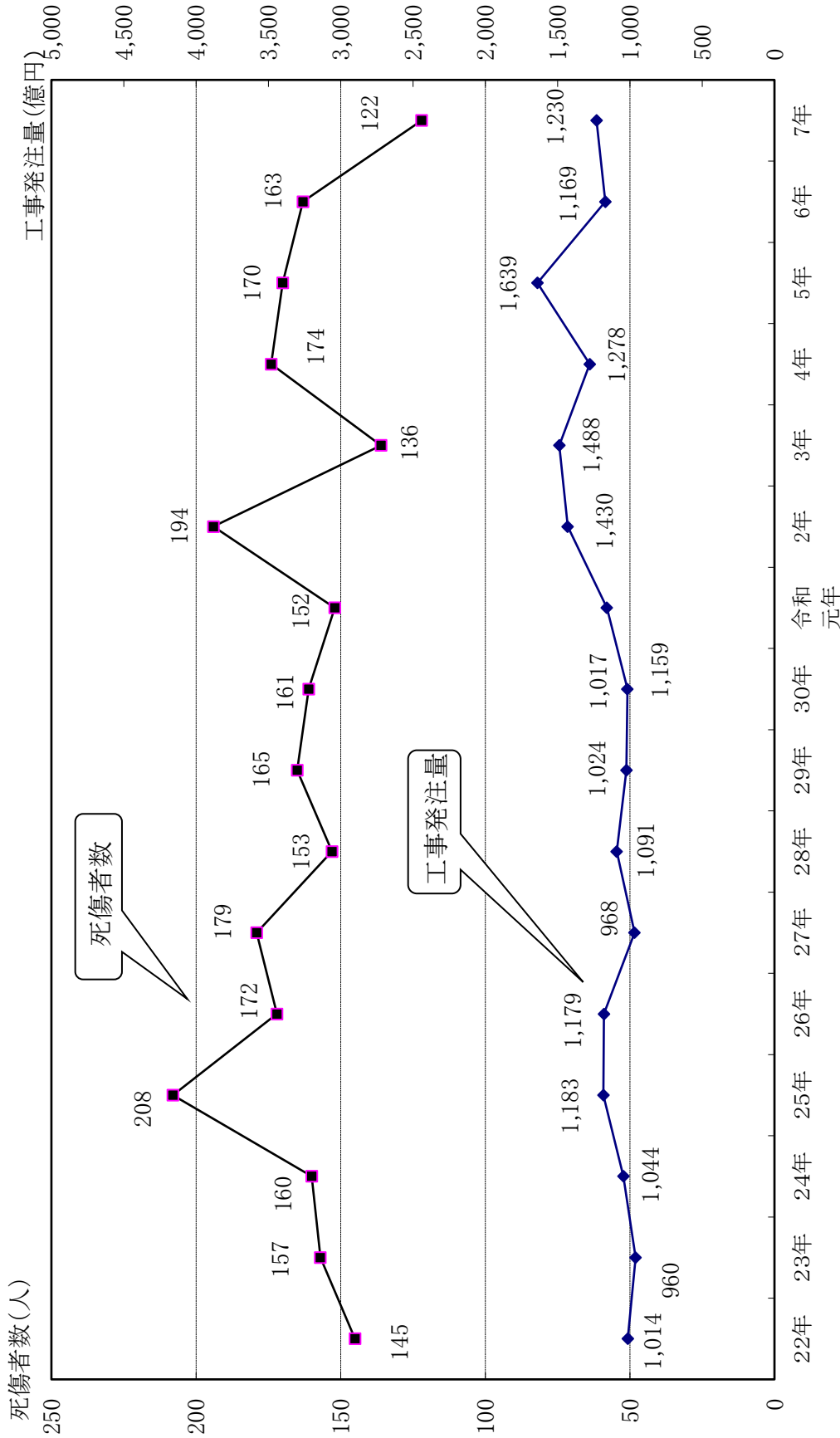
資料:労働者死傷病報告

発注者・工事別労働災害発生状況
(令和2～令和7年発生分)

死傷者数
(人)



佐賀県内における建設業の労働災害と工事発注量(平成22年～令和7年)



災害件数 : 休業4日以上(年、労働者死傷病報告) * コロナ感染症によるものを除く。

工事発注量: 佐賀県内における公共工事発注額

(年度、公共工事動向)

西日本建設業保証(株)調べ

令和 8 年 業種別署別労働災害発生状況（7月末累計）

業種	署	佐賀署					唐津署					武雄署					伊万里署					局計								
		当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率%	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率%	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率%	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率%					
01 食料品製造		32		32			0%	9	21	-12		-57.1%	4		4			0%	4	5	-1		-20.0%	49	62	-13		-21.0%		
02 繊維工業							-	1			1		-					-					-	1			1		-	
03 衣服その他の繊維		1			1		-						-	1	1			0%					-	2	1	1		100.0%		
04 木材・木製品		1		1			0%						-	2	1	1		100.0%		2	-2		-100.0%	3	4	-1		-25.0%		
05 家具・装備品		1		1			0%						-										-	1	1			0%		
06 パルプ等		5		2	3		150.0%	1			1		-										-	6	2	4		200.0%		
07 印刷・製本		1			1		-						-										-	1			1		-	
08 化学工業		7		16	-9		-56.3%	3			3		-	2	2			0%					-	12	18	-6		-33.3%		
09 窯業土石	1	3		3			0%						-	3	5	-2		-40.0%	2	2			0%	1	8	10	-2		-20.0%	
10 鉄鋼業							-			1	-1		-100.0%	1	2	-1		-50.0%			1	-1		-100.0%	1	4	-3		-75.0%	
11 非鉄金属		1			1		-						-						2		2		-	3			3		-	
12 金属製品		12		8	4		50.0%	1			1		-	4	1	3		300.0%	2	5	-3		-60.0%	19	14	5		35.7%		
13 一般機械器具		6		1	5		500.0%						-		1	-1		-100.0%					-	6	2	4		200.0%		
14 電気機械器具		4		3	1		33.3%						-	1		1		-	1	2	-1		-50.0%	6	5	1		20.0%		
15 輸送機械製造		5		2	3		150.0%			1	-1		-100.0%		1	-1		-100.0%	3	6	-3		-50.0%	8	10	-2		-20.0%		
16 電気・ガス		1			1		-						-										-	1			1		-	
17 その他の製造		5		9	-4		-44.4%	1			1		-	1		1		-	2	3	-1		-33.3%	9	12	-3		-25.0%		
01 製造業	1	85		78	7		9.0%	16	23	-7		-30.4%	19	18	1		5.6%	16	26	-10		-38.5%	1	136	145	-9		-6.2%		
01 石炭鉱業							-						-										-						-	
02 土石採取業							-						-		1	-1		-100.0%						-		1	-1		-100.0%	
03 その他の鉱業							-						-										-						-	
02 鉱業							-						-			1	-1		-100.0%							1	-1		-100.0%	
01 土木工事		17		9	8		88.9%	7	5	2		40.0%	6	3	3		100.0%	1	1			0%	31	18	13		72.2%			
02 建築工事		19		19			0%	4	5	-1		-20.0%	5	6	-1		-16.7%	9	3	6		200.0%	37	33	4		12.1%			
03 その他の建設		7		8	-1		-12.5%	2	4	-2		-50.0%	3	6	-3		-50.0%	2		2		-	14	18	-4		-22.2%			
03 建設業		43		36	7		19.4%	13	14	-1		-7.1%	14	15	-1		-6.7%	12	4	8		200.0%	82	69	13		18.8%			
01 鉄道等				1	-1		-100.0%						-					-					-		1	-1		-100.0%		
02 道路旅客				2	-2		-100.0%	1	1			0%			1	-1		-100.0%						-	1	4	-3		-75.0%	
03 道路貨物運送		40	1	47	-7		-14.9%	2	1	1		100.0%	1	4	6	-2		-33.3%	7	3	4		133.3%	1	53	1	57	-4		-7.0%
04 その他の運輸交通							-		2	-2		-100.0%						-					-		2	-2		-100.0%		
04 運輸交通業		40	1	50	-10		-20.0%	3	4	-1		-25.0%	1	4	7	-3		-42.9%	7	3	4		133.3%	1	54	1	64	-10		-15.6%
01 陸上貨物		6		7	-1		-14.3%		1	-1		-100.0%	1		1		-						-	7	8	-1		-12.5%		
02 港湾運送業							-	1	2	-1		-50.0%						-		1	-1		-100.0%	1	3	-2		-66.7%		
05 貨物取扱		6		7	-1		-14.3%	1	3	-2		-66.7%	1		1		-			1	-1		-100.0%	8	11	-3		-27.3%		
01 農業		1		1			0%	4	2	2		100.0%						-	1	2	-1		-50.0%	6	5	1		20.0%		
02 林業		2		2			0%						-							1	-1		-100.0%	2	3	-1		-33.3%		
06 農林業		3		3			0%	4	2	2		100.0%						-	1	3	-2		-66.7%	8	8			0%		
01 畜産業		5		6	-1		-16.7%						-										-	5	6	-1		-16.7%		
02 水産業		1		4	-3		-75.0%						-	1		1		-					-	2	4	-2		-50.0%		
07 畜産・水産業		6		10	-4		-40.0%						-	1		1		-					-	7	10	-3		-30.0%		
01 卸売業		18		21	-3		-14.3%	1	2	-1		-50.0%	5	5			0%	2		2		-	26	28	-2		-7.1%			
02 小売業		42		42			0%	7	8	-1		-12.5%	10	14	-4		-28.6%	5	11	-6		-54.5%	64	75	-11		-14.7%			
03 理美容業							-						-										-						-	
04 その他の商業		8		7	1		14.3%		1	-1		-100.0%	1		1		-						-	9	8	1		12.5%		
08 商業		68		70	-2		-2.9%	8	11	-3		-27.3%	16	19	-3		-15.8%	7	11	-4		-36.4%	99	111	-12		-10.8%			
01 金融業		1		4	-3		-75.0%	1	1			0%						-	1		1		-	3	5	-2		-40.0%		
02 広告・あっせん		2			2		-						-										-	2			2		-	
09 金融広告業		3		4	-1		-25.0%	1	1			0%						-	1		1		-	5	5			0%		
01 映画・演劇業							-						-										-						-	
10 映画・演劇業							-						-										-						-	
01 通信業		6		6			0%	2	2			0%	1	3	-2		-66.7%	1		1		-	10	11	-1		-9.1%			
11 通信業		6		6			0%	2	2			0%	1	3	-2		-66.7%	1		1		-	10	11	-1		-9.1%			
01 教育研究		5		9	-4		-44.4%		4	-4		-100.0%						-	1		1		-	6	13	-7		-53.8%		
12 教育研究		5		9	-4		-44.4%		4	-4		-100.0%						-	1		1		-	6	13	-7		-53.8%		
01 医療保健業		23		37	-14		-37.8%	1	4	-3		-75.0%	8	10	-2		-20.0%	6	5	1		20.0%	38	56	-18		-32.1%			
02 社会福祉施設		30		44	-14		-31.8%	12	22	-10		-45.5%	15	4	11		275.0%	11	4	7		175.0%	68	74	-6		-8.1%			
03 その他の保健衛生		1			1		-						-						1		1		-	2			2		-	
13 保健衛生業		54		81	-27		-33.3%	13	26	-13		-50.0%	23	14	9		64.3%	18	9	9		100.0%	108	130	-22		-16.9%			
01 旅館業		2		3</																										

令和 8 年 業種別署別労働災害発生状況（7月末累計）

（コロナ感染症によるものを除く。）

令和8年8月集計

業種	署	佐賀署					唐津署					武雄署					伊万里署					局計							
		当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率%	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率%	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率%	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率%				
01 食料品製造		32	32				0%	9	21	-12		-57.1%	4	4			0%	4	5	-1		-20.0%	49	62	-13	-21.0%			
02 繊維工業							-	1		1		-					-					-	1		1	-			
03 衣服その他の繊維		1		1			-					-	1	1			0%					-	2	1	1	100.0%			
04 木材・木製品		1	1				0%					-	2	1	1	100.0%			2	-2		-100.0%	3	4	-1	-25.0%			
05 家具・装備品		1	1				0%					-					-					-	1	1		0%			
06 パルプ等		5	2	3	150.0%			1		1		-					-					-	6	2	4	200.0%			
07 印刷・製本		1		1			-					-					-					-	1		1	-			
08 化学工業		7	16	-9	-56.3%			3		3		-	2	2			0%					-	12	18	-6	-33.3%			
09 窯業土石	1	3	3				0%					-	3	5	-2	-40.0%		2	2		0%	1	8	10	-2	-20.0%			
10 鉄鋼業							-		1	-1		-100.0%	1	2	-1	-50.0%			1	-1		-100.0%	1	4	-3	-75.0%			
11 非鉄金属		1		1			-					-					-	2		2		-	3		3	-			
12 金属製品		12	8	4	50.0%			1		1		-	4	1	3	300.0%		2	5	-3		-60.0%	19	14	5	35.7%			
13 一般機械器具		6	1	5	500.0%							-		1	-1	-100.0%						-	6	2	4	200.0%			
14 電気機械器具		4	3	1	33.3%							-	1		1		-	1	2	-1		-50.0%	6	5	1	20.0%			
15 輸送機械製造		5	2	3	150.0%				1	-1		-100.0%		1	-1	-100.0%		3	6	-3		-50.0%	8	10	-2	-20.0%			
16 電気・ガス		1		1			-					-					-					-	1		1	-			
17 その他の製造		5	9	-4	-44.4%			1		1		-	1		1		-	2	3	-1		-33.3%	9	12	-3	-25.0%			
01 製造業	1	85	78	7	9.0%			16	23	-7		-30.4%	19	18	1	5.6%		16	26	-10		-38.5%	1	136	145	-9	-6.2%		
01 石炭鉱業							-					-					-					-				-			
02 土石採取業							-					-			1	-1	-100.0%					-			1	-1	-100.0%		
03 その他の鉱業							-					-					-					-				-			
02 鉱業							-					-			1	-1	-100.0%					-			1	-1	-100.0%		
01 水力発電所							-					-					-					-				-			
02 トンネル建設工事							-					-					-					-				-			
03 地下鉄建設工事							-					-					-					-				-			
04 軌道建設工事							-					-					-					-				-			
05 橋梁建設工事			1	-1	-100.0%							-					-					-		1	-1	-100.0%			
06 道路建設工事	6	1	5	500.0%				1	1			0%	2	1	1	100.0%						-	9	3	6	200.0%			
07 河川土木工事	3		3				-	1	3	-2		-66.7%	1	1			0%					-	5	4	1	25.0%			
08 砂防工事業							-					-					-					-				-			
09 土地整理土木			1	-1	-100.0%							-	1		1		-					-	1	1		0%			
10 上下水道	1		1				-					-					-					-	1		1	-			
11 港湾海岸			1	-1	-100.0%				1	-1		-100.0%	1		1		-					-	1	2	-1	-50.0%			
99 その他土木	7	5	2	40.0%				5		5		-	1	1			0%	1	1			0%	14	7	7	100.0%			
01 土木工事	17	9	8	88.9%				7	5	2		40.0%	6	3	3	100.0%		1	1			0%	31	18	13	72.2%			
01 鉄骨・鉄筋家屋	5	3	2	66.7%					2	-2		-100.0%	3	1	2	200.0%		2	2			0%	10	8	2	25.0%			
02 木造家屋建築	4	4					0%	1	1			0%	1	2	-1	-50.0%		5		5		-	11	7	4	57.1%			
03 建築設備工事		2	-2	-100.0%					1	-1		-100.0%		1	-1	-100.0%		1		1		-	1	4	-3	-75.0%			
09 その他の建築工事	10	10					0%	3	1	2		200.0%	1	2	-1	-50.0%		1	1			0%	15	14	1	7.1%			
02 建築工事	19	19					0%	4	5	-1		-20.0%	5	6	-1	-16.7%		9	3	6		200.0%	37	33	4	12.1%			
01 電気通信工事	1	1					0%					-			2	-2	-100.0%					-	1	3	-2	-66.7%			
02 機械器具設置	2	2					0%					-					-	2		2		-	4	2	2	100.0%			
09 その他の建設	4	5	-1	-20.0%				2	4	-2		-50.0%	3	4	-1	-25.0%						-	9	13	-4	-30.8%			
03 その他の建設	7	8	-1	-12.5%				2	4	-2		-50.0%	3	6	-3	-50.0%		2		2		-	14	18	-4	-22.2%			
03 建設業	43	36	7	19.4%				13	14	-1		-7.1%	14	15	-1	-6.7%		12	4	8		200.0%	82	69	13	18.8%			
01 鉄道等			1	-1	-100.0%							-					-					-		1	-1	-100.0%			
02 道路旅客			2	-2	-100.0%			1	1			0%			1	-1	-100.0%					-	1		4	-3	-75.0%		
03 道路貨物運送	40	1	47	-7	-14.9%			2	1	1		100.0%	1	4	6	-2	-33.3%		7	3	4		133.3%	1	53	1	57	-4	-7.0%
04 その他の運輸交通							-		2	-2		-100.0%					-					-			2	-2	-100.0%		
04 運輸交通業	40	1	50	-10	-20.0%			3	4	-1		-25.0%	1	4	7	-3	-42.9%		7	3	4		133.3%	1	54	1	64	-10	-15.6%
05 貨物取扱	6	7	-1	-14.3%				1	3	-2		-66.7%		1		1		-		1	-1		-100.0%		8	11	-3	-27.3%	
06 農林業	3	3					0%	4	2	2		100.0%					-	1	3	-2		-66.7%		8	8		0%		
07 畜産・水産業	6	10	-4	-40.0%								-	1		1		-					-	7	10	-3	-30.0%			
08 商業	68	70	-2	-2.9%				8	11	-3		-27.3%	16	19	-3	-15.8%		7	11	-4		-36.4%		99	111	-12	-10.8%		
09 金融広告業	3	4	-1	-25.0%				1	1			0%					-	1		1		-		5	5		0%		
10 映画・演劇業							-					-					-					-				-			
11 通信業	6	6					0%	2	2			0%	1	3	-2	-66.7%		1		1		-		10	11	-1	-9.1%		
12 教育研究	5	9	-4	-44.4%					4	-4		-100.0%					-	1		1		-		6	13	-7	-53.8%		
13 保健衛生業	54	53	1	1.9%				12	18	-6		-33.3%	23	14	9	64.3%		11	9	2		22.2%		100	94	6	6.4%		
14 接客娯楽	20	25	-5	-20.0%				3	1	2		200.0%	9	14	-5	-35.7%		4	4			0%		36	44	-8	-18.2%		
15 清掃・と畜	15	14	1	7.1%																									

令和7年一人親方等の死亡災害発生状況概要

一人親方とは、労働者を使用しないで事業を行う者であり、本資料の「一人親方等」には、これに加えて中小事業主、役員、家族従事者を含めています。

I 概要

表1. 工事の種類別 災害発生状況

	一人親方等	うち一人親方
土木工事	16 (7)	8 (1)
建築工事	49 (40)	33 (28)
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	19 (9)	12 (6)
木造家屋建築工事	15 (17)	11 (13)
建築設備工事	0 (0)	0 (0)
その他の建築工事	15 (14)	10 (9)
その他の建設工事	11 (8)	7 (5)
分類不能・不明	5 (2)	1 (2)
総計	81 (57)	49 (36)

表2. 事故の型別／起因物別 災害発生状況

	一人親方等	うち一人親方
墜落、転落	51 (39)	39 (27)
転倒	1 (4)	0 (1)
激突	0 (0)	0 (0)
飛来、落下	3 (2)	0 (1)
崩壊、倒壊	1 (1)	0 (0)
激突され	2 (3)	0 (1)
はさまれ、巻き込まれ	8 (3)	3 (2)
切れ、こすれ	0 (0)	0 (0)
踏み抜き	0 (0)	0 (0)
おぼれ	1 (1)	0 (0)
高温・低温の物との接触	3 (2)	3 (2)
有害物等との接触	4 (0)	1 (0)
感電	1 (1)	0 (1)
爆発	0 (0)	0 (0)
破裂	0 (0)	0 (0)
火災	0 (0)	0 (0)
交通事故（道路）	1 (1)	0 (1)
交通事故（その他）	0 (0)	0 (0)
動作の反動、無理な動作	0 (0)	0 (0)
その他	3 (0)	2 (0)
分類不能	2 (0)	1 (0)
合計	81 (57)	49 (36)

表3. 墜落・転落災害の起因物別 災害発生状況

屋根、はり、もや、けた、合掌	12 (18)	7 (12)
足場	7 (7)	6 (7)
建築物、構築物	11 (3)	8 (2)
作業床、歩み板	1 (3)	1 (1)
はしご等	10 (3)	9 (1)
開口部	1 (1)	1 (1)
階段、栈橋	1 (1)	0 (1)
高所作業車	2 (1)	2 (1)
その他の仮設物、建築物、構築物等	4 (1)	3 (1)
立木等	0 (1)	0 (0)
掘削用機械	1 (0)	1 (0)
整地・運搬・積み込み用機械	1 (0)	1 (0)
合計	51 (39)	39 (27)

* 厚生労働省調べ（都道府県労働局・労働基準監督署が把握したものを集計）

* 「一人親方等」の「等」は、中小事業主（19名）、役員（12名）、家族従事者（1名）である。

* 死亡者数。（ ）内は令和6年数値である。

令和7年一人親方等の死亡災害発生状況(令和7年1月1日～12月31日)

1. 事故の型別災害発生状況

墜落、転落	51
転倒	1
飛来、落下	3
崩壊、倒壊	1
激突され	2
はさまれ、巻き込まれ	8
おぼれ	1
高温・低温の物との接触	3
有害物との接触	4
感電	1
交通事故（道路）	1
その他	3
分類不能	2
合計	81

2. 起因物別墜落・転落災害発生状況

屋根、はり、もや、けた、合掌	12
足場	7
建築物、構築物	11
作業床、歩み板	1
はしご等	10
開口部	1
階段、栈橋	1
高所作業車	2
その他の仮設物、建築物、構築物等	4
掘削用機械	1
整地・運搬・積み込み用機械	1
合計	51

3. 工事の種類別 元請・下請別災害発生状況

	元請	下請	自社	不明	総計
土木工事	5	11	0	0	16
建築工事	10	38	0	1	49
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	1	17	0	1	19
木造家屋建築工事	5	10	0	0	15
その他の建築工事	4	11	0	0	15
その他の建設工事	5	5	1	0	11
分類不能・不明	1	2	1	1	5
総計	21	56	2	2	81

4. 年齢別災害発生状況

	人数
19歳以下	0
20～29歳	3
30～39歳	4
40～49歳	7
50～59歳	14
60～69歳	19
70歳以上	34
不明	0
計	81

5. 業種別／元請・下請別 労災保険特別加入別災害発生状況

	元請		下請		自社		不明		総計	
	加入者	未加入者	加入者	未加入者	加入者	未加入者	加入者	未加入者	加入者	未加入者
土木工事	4	1	5	6	0	0	0	0	9	7
建築工事	4	6	26	12	0	0	1	0	31	18
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	1	0	12	5	0	0	1	0	14	5
木造家屋建築工事	3	2	7	3	0	0	0	0	10	5
その他の建築工事	0	4	7	4	0	0	0	0	7	8
その他の建設工事	4	1	5	0	1	0	0	0	10	1
分類不能・不明	0	1	1	1	1	0	1	0	3	2
総計	12	9	37	19	2	0	2	0	53	28

* 「一人親方等」の「等」は、中小事業主（19名）、役員（12名）、家族従事者（1名）である。

令和7年一人親方の死亡災害発生状況(令和7年1月1日～12月31日)

1. 事故の型別災害発生状況

墜落、転落	39
転倒	0
飛来、落下	0
崩壊、倒壊	0
激突され	0
はさまれ、巻き込まれ	3
おぼれ	0
高温・低温との物との接触	3
有害物との接触	1
感電	0
交通事故（道路）	0
その他	2
分類不能	1
合計	49

2. 起因物別墜落・転落災害発生状況

屋根、はり、もや、けた、合掌	7
足場	6
建築物、構築物	8
作業床、歩み板	1
はしご等	9
開口部	1
階段、栈橋	0
高所作業車	2
その他の仮設物、建築物、構築物等	3
掘削用掘機	1
整地・運搬・積み込み用機械	1
合計	39

3. 工事の種類別 元請・下請別災害発生状況

	元請	下請	自社	不明	総計
土木工事	0	8	0	0	8
建築工事	8	24	0	1	33
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	1	10	0	1	12
木造家屋建築工事	4	7	0	0	11
その他の建築工事	3	7	0	0	10
その他の建設工事	2	4	1	0	7
分類不能・不明	0	0	0	1	1
総計	10	36	1	2	49

4. 年齢別災害発生状況

	人数
19歳以下	0
20～29歳	2
30～39歳	3
40～49歳	4
50～59歳	7
60～69歳	8
70歳以上	25
不明	0
計	49

5. 業種別／元請・下請別 労災保険特別加入別災害発生状況

	元請		下請		自社		不明		総計	
	加入者	未加入者	加入者	未加入者	加入者	未加入者	加入者	未加入者	加入者	未加入者
土木工事	0	0	4	4	0	0	0	0	4	4
建築工事	4	4	15	9	0	0	1	0	20	13
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	1	0	7	3	0	0	1	0	9	3
木造家屋建築工事	3	1	5	2	0	0	0	0	8	3
その他の建築工事	0	3	3	4	0	0	0	0	3	7
その他の建設工事	2	0	4	0	1	0	0	0	7	0
分類不能・不明	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
総計	6	4	23	13	1	0	2	0	32	17

佐賀労働局

第14次労働災害防止計画

期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日

期待される結果（第13次労働災害防止計画期間との比較による）

- ◎ 労働災害による死亡者の数：**15%以上減少**
- ◎ 労働災害による死傷者の数：**減少**

計画が目指す社会

労働者が安全で健康に働くことができる社会

- ・ 事業者、注文者、労働者などの関係者が自身の責任を認識し真摯に取り組む社会
- ・ 安全衛生対策の必要性とその経費がサービス料金に含まれることが理解される社会
- ・ 安全衛生対策に取り組む事業者が評価される社会
- ・ 多様な形態で働く労働者が潜在力を十分に発揮できる社会

労働災害防止計画とは

労働災害を減少させるために佐賀労働局、管内の事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組むべき事項を定めた計画です。

計画の重点事項

- 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- 5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 6 業種別の労働災害防止対策の推進
- 7 労働者の健康確保対策の推進
- 8 化学物質等による健康障害防止対策の推進



佐賀労働局 第14次労働災害防止計画の内容 (アウトプット指標)

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を**令和9年(2027年)までに70%以上**とする。
- 卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を**令和9年(2027年)までに80%以上**とする。
- 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を**令和5年(2023年)と比較して令和9年(2027年)までに増加**させる。



高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- エイジフレンドリーガイドラインに基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を**令和9年(2027年)までに70%以上**とする。

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- 母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者にわかりやすい方法で災害防止の教育をおこなっている事業場の割合を**令和9年(2027年)までに60%以上**とする。

業種別の労働災害防止対策の推進

- 荷役作業における安全ガイドラインに基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を**令和9年(2027年)までに45%以上**とする。
- 墜落・転落災害の防止等に関する実効あるリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を**令和9年(2027年)までに85%以上**とする。
- 実効ある機械災害防止対策(非常作業を含む)に取り組む製造業の割合を**令和9年(2027年)までに70%以上**とする。
- 伐木等作業の安全ガイドラインに基づく措置を実施する林業の事業場の割合を**令和9年(2027年)までに50%以上**とする。



労働者の健康確保対策の推進

- 企業における年次有給休暇の取得率を**令和7年(2025年)までに70%以上**とする。
- 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を**令和7年(2025年)までに30%以上**とする。
- メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を**令和9年(2027年)までに80%以上**とする。
- 50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を**令和9年(2027年)までに50%以上**とする。
- 健康診断後の事後措置・治療と仕事の両立支援・その他の必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を**令和9年(2027年)までに80%以上**とする。

化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ラベル表示・安全データシート(以下「SDS」という。)の交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を**令和7年(2025年)までに80%以上**とする。
- リスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性または有害性が把握されている化学物質について、化学物質に係るリスクアセスメントを行っている事業場の割合を**令和7年(2025年)までに80%以上**とする。その上で、化学物質に係るリスクアセスメントの結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を**令和9年(2027年)までに80%以上**とする。
- 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を**令和5年(2023年)と比較して令和9年(2027年)までに増加**させる。

佐賀労働局 第14次労働災害防止計画の内容 (アウトカム指標)

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 増加が見込まれる転倒の60歳以上の労働者の死傷者数を第13次労働災害防止計画(以下「13次防」という。)期間と比較して第14次労働災害防止計画(以下「14次防」という。)期間において減少させる。
- 転倒による平均休業見込日数を令和9年(2027年)までに35日以下とする。
- 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において減少させる。

高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- 増加が見込まれる60歳以上の死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において減少させる。

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- 外国人労働者の死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において5%以上減少させる。

業種別の労働災害防止対策の推進

- 陸上貨物運送事業における死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において5%以上減少させる。
- 建設業における死亡者数を13次防期間と比較して14次防期間において15%以上減少させる。
- 製造業における機械災害による死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において10%以上減少させる。
- 林業における死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において減少させる。

労働者の健康確保対策の推進

- 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を令和7年(2025年)までに5%以下とする。
- 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を令和9年(2027年)までに50%未満とする。



化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物との接触、爆発、火災によるもの)の件数を13次防期間と比較して14次防期間において5%以上減少させる。
- 増加が見込まれる熱中症による死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において減少させる。

アウトカム指標を達成した場合、少なくとも以下の とおりの結果が期待される

- 死亡災害については、13次防期間と比較して14次防期間において15%以上減少する。
- 死傷災害については、13次防期間と比較して14次防期間において減少する。

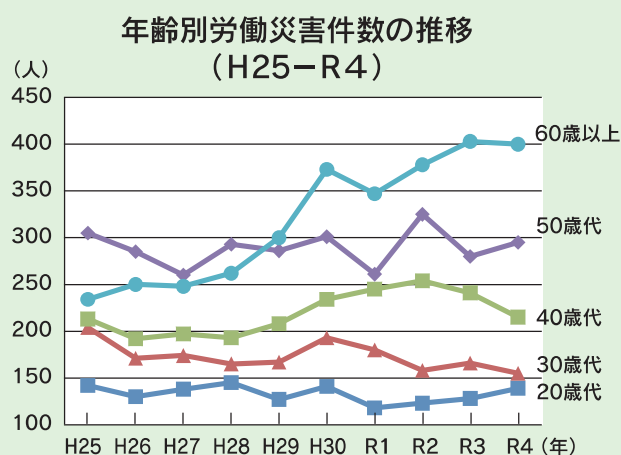
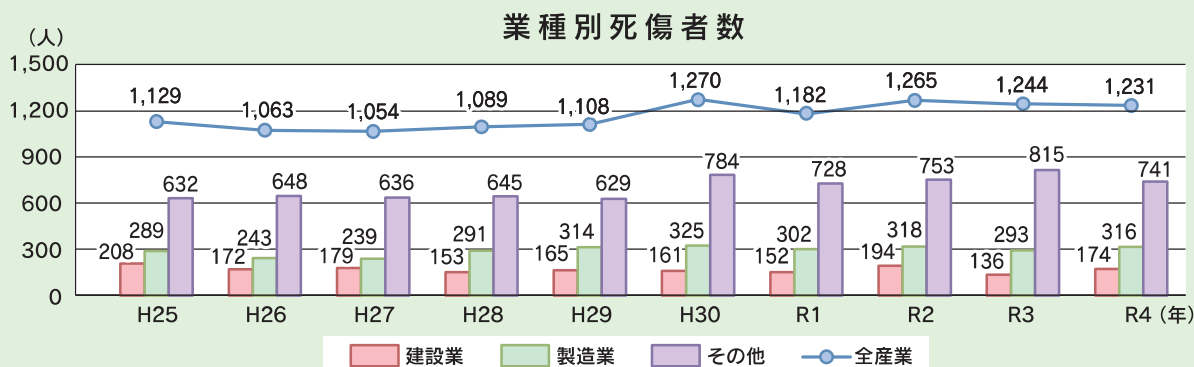


← 詳しくはコチラを
ご覧ください。

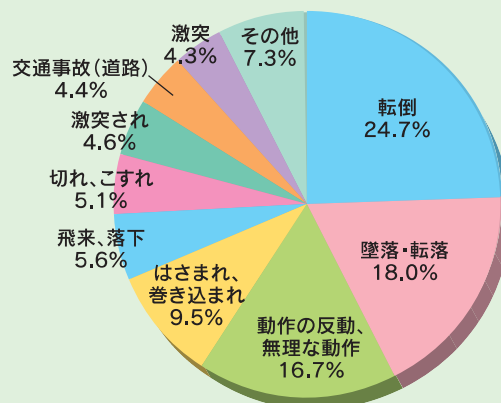
佐賀労働局
第14次労働災害防止計画本文

第13次労働災害防止計画の結果(ポイント) 期間:平成30年～令和4年

- ・労働災害が多かった業種は、
「製造業」(1,554件、全体の25.1%) 「陸上貨物運送事業」(846件、全体の13.7%) 「建設業」(817件、13.2%)
- ・60歳以上の高年齢労働者による労働災害は、606人増加 (12次防期間から+46.7%)
- ・全体に占める60歳以上の高年齢労働者による死傷者は増加傾向にあり、令和4年は全体の32.6%が60歳以上の高年齢労働者による労働災害。
- ・労働災害が多かった事故の型は、
「転倒」(全体の24.7%) 「墜落・転落」(全体の18.0%) 「動作の反動、無理な動作」(全体の16.7%)



13次防(H30～R4)期間中の労働災害事故の型別(全産業)



※資料：労働者死傷病報告（休業4日以上、確定値、新型コロナウイルス感染症を除く）

第14次労働災害防止計画における労働衛生分野の対策の方向性

健康確保対策

【メンタルヘルス対策関係】

小規模事業場におけるストレスチェック、心の健康づくり計画の普及促進を図る。

【過重労働対策関係】

年休取得促進等の環境整備、勤務間インターバル制度の導入促進、過重労働による健康障害防止対策の推進を図る。

【産業保健活動関係】

現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や産業保健活動の見直し。小規模事業場における産業保健体制の確保と活動の推進。治療と仕事の両立支援の推進。

化学物質等対策

【化学物質管理】

個別規制の対象外となっている化学物質に対する法令改正を踏まえた化学物質の自律的な管理の定着。

【石綿障害対策】

建築物等の解体・改修工事において、更なる石綿ばく露防止対策等の確保・推進。

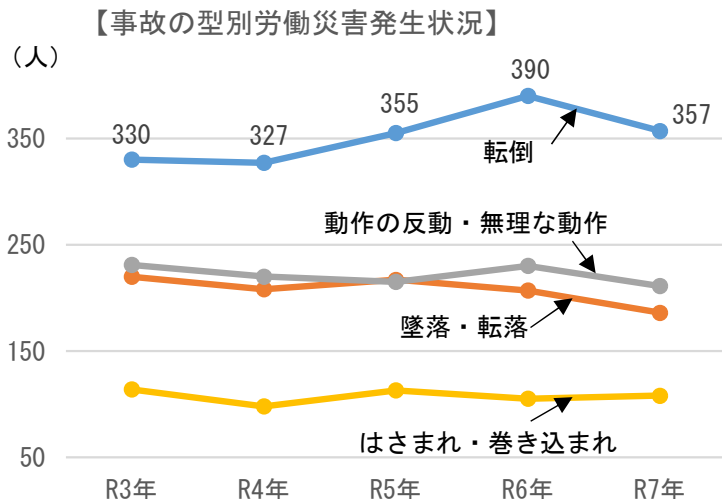
【その他】

粉じん障害防止対策の推進、熱中症予防対策の推進、騒音障害等職業性疾病予防対策の推進など。

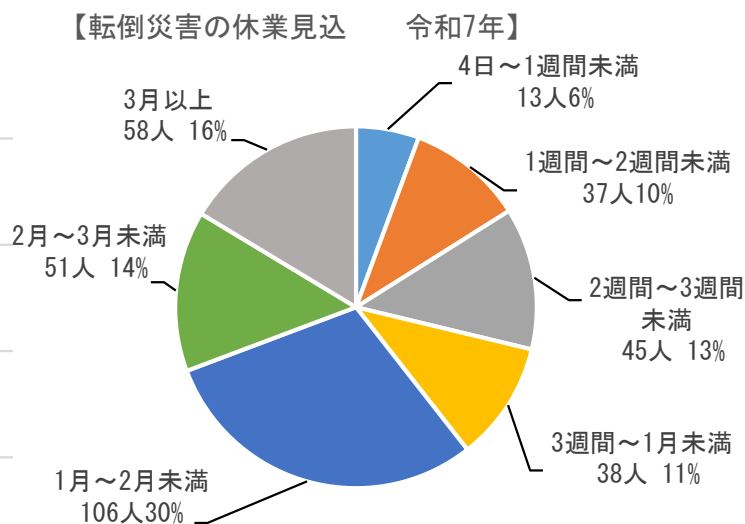
職場での転倒災害を防止しましょう！

休業4日以上の労働災害のうち、転倒で被災した方が最も多い状況です。特に高齢者が転倒した場合は重症化する割合が高くなっています。

転倒災害が最も多く発生！

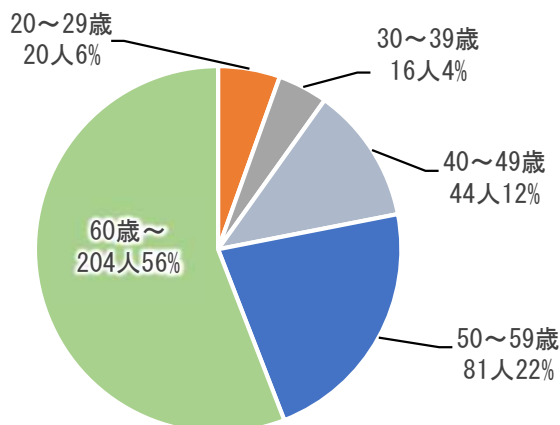


転倒災害は重症化しやすい！



50歳以上が3／4！

【転倒災害の被災者年齢構成 令和7年】



参考データ：佐賀県内発生分の労働者死傷病報告

転倒災害の主な原因

▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り ＜主な原因＞ ・ 床が滑りやすい素材である。 ・ 床に水や油が飛散している。 ・ ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。	つまずき ＜主な原因＞ ・ 床の凹凸や段差がある。 ・ 床に荷物や商品などが放置されている。	踏み外し ＜主な原因＞ ・ 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。
--	--	--

① 作業場所の
整理整頓



② 作業場所の
清掃



③ 毎日の
運動



転倒予防・腰痛予防の取組資料

転倒災害対策
リーフレット
動画等



身体機能チェック
(口コチェック)



転倒災害防止対策のポイント

▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。
できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。

4 S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法 「あせらない 急ぐときほど 落ち着いて」	その他の対策
- 歩行場所に物を放置しない - 床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く - 床面の凹凸、段差などの解消 	- 時間に余裕を持って行動 - 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 - 足元が見えにくい状態で作業しない 	- 作業に適した靴の着用 - 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 - 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起 

＜転倒しないための靴選びのポイント＞

サイズ

小さすぎても大きすぎても踏ん張りがきかずバランスを崩しやすくなります。

屈曲性

屈曲性が悪いとすり足になりやすく、つまづきの原因になります。

重量

重すぎると足が上がりにくくなり、つまづきの原因になります。

重量バランス（前後）

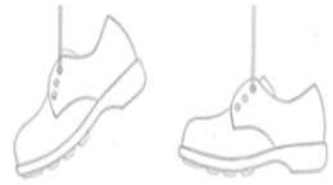
つま先方向に重量が偏っていると、歩行時につま先が下がり、つまづきの原因になります。

つま先部の高さ

つま先の高さが低いと、ちょっとした段差にも、つまづきやすくなります。

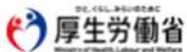
靴底と床の耐滑性のバランス

作業場所や内容に合った耐滑性であることが重要です。例えば、滑りにくい床に滑りにくい靴底では摩擦が強くなりすぎてつまづきの原因になります。



厚生労働省では、SAFEコンソーシアムを設立し、転倒・腰痛等の労働災害の増加に歯止めをかけるべく、企業・団体等で実施されている安全活動の取組み事例、労働災害防止シンポジウムの開催、優良事例の表彰等を公開していますのでSAFEコンソーシアムへの加盟をご検討ください。

※SAFEコンソーシアムとは、従業員の幸せのための安全アクション(Safer Action For Employees)を共通の目的とした組織(コンソーシアム)。



従業員の幸せのための安全アクション SAFE コンソーシアムポータルサイト



[SAFEとは？](#)

[コンソーシアム](#)

[シンポジウム](#)

[アワード](#)

[現場視察](#)

[転倒予防川柳](#)

[動画](#)

[コンソーシアムについて
知りたい・加盟したい方へ](#)[加盟メンバー検索](#)

2/9
結果発表

SAFEアワード

[受賞事例はこちら](#)

転倒予防川柳

2023年度の結果はこちら

[詳細はこちら](#)

SAFE コンソーシアム
ポータルサイト

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



加盟はこちらから

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/sc/consortium>



SAFE コンソーシアム
X @safe_mhlw

https://twitter.com/safe_mhlw



高年齢者の労働災害防止のための指針 (エイジフレンドリー指針)を策定しました

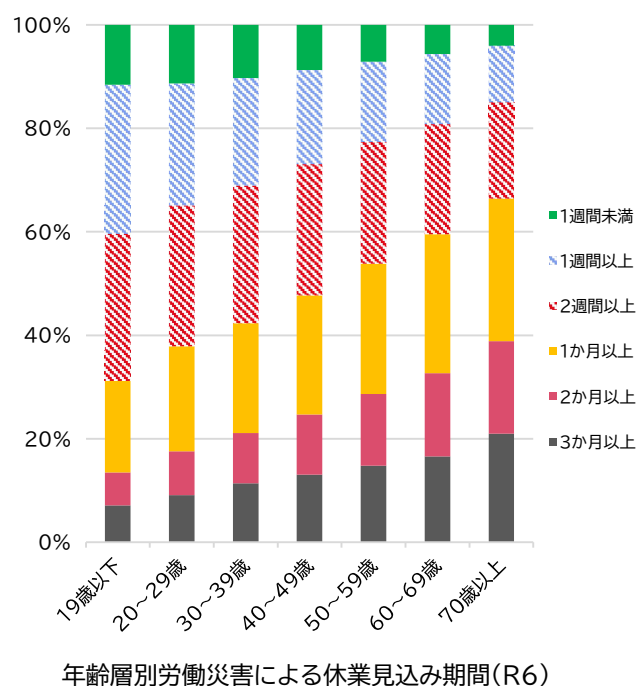
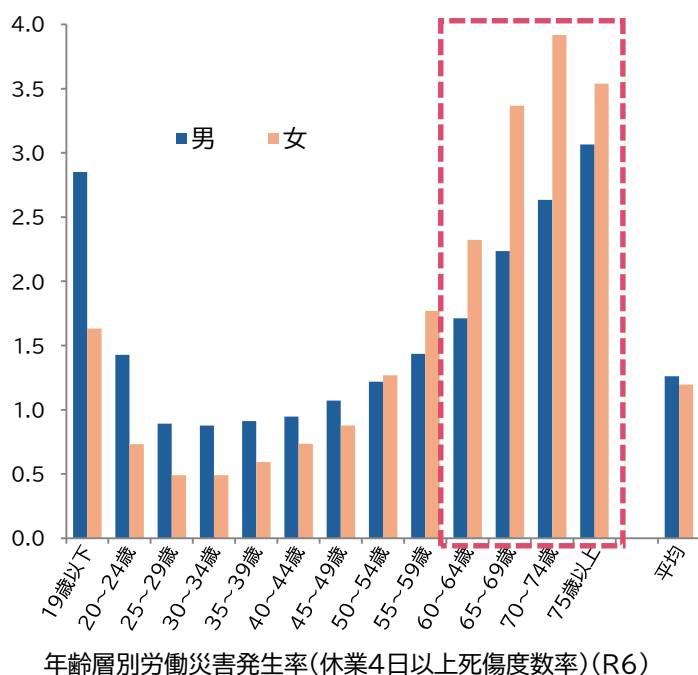
概要

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号)により、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和8年2月に、「高年齢者の労働災害防止のための指針」(エイジフレンドリー指針)を策定しました。

このリーフレットは、エイジフレンドリー指針の主なポイントや高年齢者の労働災害防止対策をまとめたものです。皆さまの事業場での、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等に、ぜひご活用ください。

高年齢者をめぐる労働災害の現状

高年齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。



社会の高齢化に伴い、高年齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組みが重要です。

[指針の主なポイントは次頁をご覧ください⇒](#)

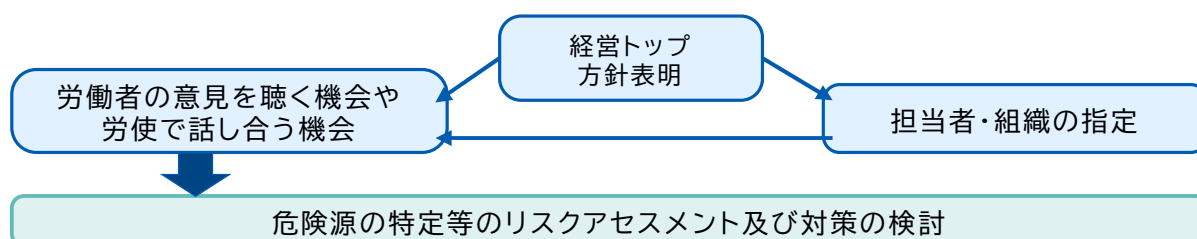
事業者が講ずべき措置

1. 安全衛生管理体制の確立等

経営トップによる方針表明及び体制整備

- ・ 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化します。
- ・ 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合ひましょう。

事業場における安全衛生管理の基本的体制



高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めましょう。

ポイント!

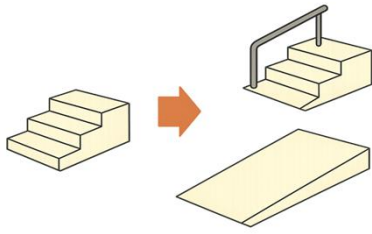
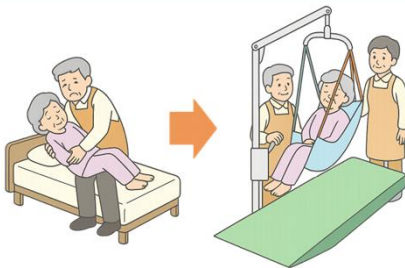
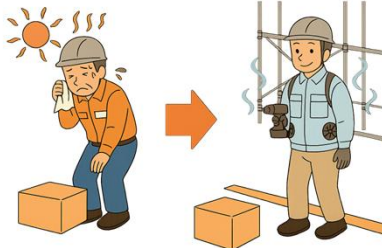
リスクアセスメントにおける危険源の洗い出しについては、職場のあんぜんサイト（労働災害事例）に掲載されている、災害事例やヒヤリハット事例を参考にすることができます。



2. 職場環境の改善

1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入（最優先）と高年齢者の特性を考慮した作業管理を検討します。

身体機能の低下を補う設備・装置の導入事例

墜落の危険性がある階段	足腰に負担のある移乗作業	暑熱環境での作業
 階段に手すりを設置する又は段差をなくしスロープにする	 リフトやスライディングボード等の導入	 体温を下げるための機能のある服などの導入

ポイント!

設備・装置の導入を検討した後に、高年齢者の特性を考慮した作業管理（複数作業の同時進行を避ける、暑さに対する自覚症状が低下しやすい傾向がある高年齢者に水分補給を勧奨することなど）についても検討しましょう。

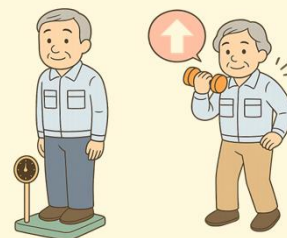
3. 高齢者の健康や体力の状況の把握

健康状況・体力の状況の把握

- ・ 法令で定める健康診断を確実に実施しましょう。
- ・ 体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施しましょう。※これらの情報については、適正な取り扱いが必要です。

ポイント!

身体機能の低下は20～30代から始まる場合があるため、体力チェックは青年、壮年期から開始することが望ましいです。また、体力チェックが高負荷になりすぎないように十分配慮します。例えば以下のようなツールを活用することができます。



4. 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて、必要に応じ就業上の措置を講じましょう。

高齢者の状況に応じた業務の提供

高齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めましょう。

心身両面にわたる健康保持増進措置

集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいです。

ポイント!

業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮しましょう。

5. 安全衛生教育

高齢者に対する教育

- ・ 法令に基づく教育等を確実に行いましょう。
- ・ 作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするには、十分な時間が必要です。高齢者が経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行いましょう。

管理監督者等に対する教育

高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行いましょう。

ポイント!

- ・ 管理監督者へは、高齢者の作業に無理がないかを把握する重要性を教育します。
(高齢者が実際に働いている現場を見て、声がけ等をする)
- ・ 教育の計画を立案する際に、複数の災害を対象として共通する事項とそれぞれの災害を対象とした事項の両方を行うことが望ましいです。

労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努め、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めることが必要です。

国、関係団体等による支援

個別事業場に対するコンサルティング等の活用としては、中央労働災害防止協会の中小企業安全衛生サポート事業を、補助金については厚生労働省で実施するエイジフレンドリー補助金を、社会的評価を高める仕組みについてはSAFEアワード等を活用することができます。

中小企業安全衛生
サポート事業



SAFEアワード



エイジフレンドリー補助金について

補助金の目的

- ・ 高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導などの費用を補助します。
- ・ 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。

エイジフレンドリー
補助金



対象となる事業者

次のいずれも満たす中小企業事業者であること

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者(60歳以上)が常時1名以上就労していること

【参考】エイジフレンドリー補助金の申請対象となる中小企業事業者の範囲

業 種		常時使用する 労働者数 ※1	資本金又は 出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉(※2)、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

この補助金は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業の実施事業者(補助事業者)となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

外国人労働者に対する安全衛生教育には、 適切な配慮をお願いします。

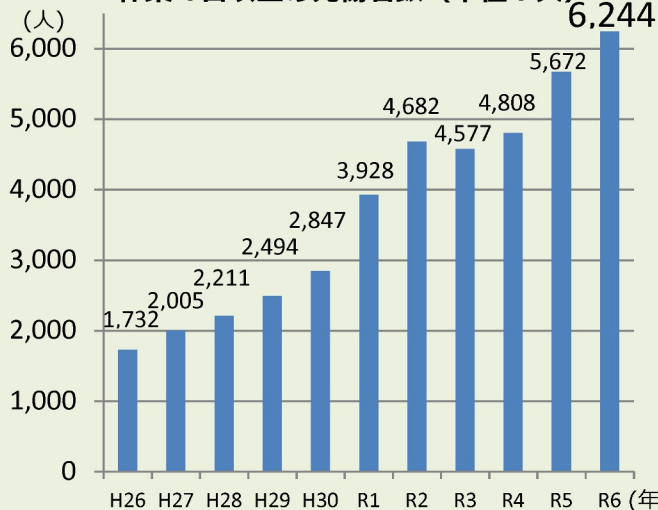
近年、外国人労働者の増加に伴い外国人の労働災害も増加傾向にあり、令和6年は**6,000人を超え、10年前と比べ大幅に増加（約4,500人増）**しています。

外国人労働者は一般的に、日本の労働慣行や日本語に習熟していません。外国人に安全衛生教育を実施する際などには、**適切な工夫を施して、作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらいましょう。**



外国人労働者の 労働災害発生状況の推移

休業4日以上死傷者数（単位：人）



資料出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」

※ R1とR2はコロナ感染症を含む。R3～6はコロナ感染症を除く。

外国人労働者のための

安全衛生教育等自主点検表



1	安全衛生教育の実施	安全衛生教育を実施していますか。 （雇入れ時又は作業内容を変更した時など）	☐
2	作業手順の理解	母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、 作業手順を理解させていますか。	☐
3	指示・合図の理解	労働災害防止のための指示等を理解できるように、 必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。	☐
4	標識・掲示の理解	労働災害防止のための標識、掲示等について、 図解等の工夫でわかりやすくしていますか。	☐
5	免許・資格の所持	免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な 業務に、無資格のままで従事させていませんか。	☐

！労働災害が発生してしまったときは…

労働災害等により労働者が死亡または休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

（報告しなかったり、虚偽の報告をした場合、刑事責任が問われることがあります。）

<資料の入手はこちらから>

外国人労働者の安全衛生対策（言語ごとの視聴覚教材もあります。）

厚生労働省では、引き続き外国語資料を作成していきます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>



個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等(フリーランス・一人親方などのほか、中小事業者の代表者又は役員も対象)を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置が定められました。

1 注文者等の配慮 R7.5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

2 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 R8.4.1施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

3 業務上災害報告制度の創設 R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

4 個人事業者等自身への義務付け R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

5 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け R9.4.1 施行

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

改正安衛法等に係る特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/aneihou/index_00001.html



安全衛生施策全般の紹介等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html



建設業の一人親方等に仕事を 発注する事業者のみなさまへ

厚生労働省では 2014 年から一人親方等の死亡災害の発生件数を把握して公表しています。建設現場における一人親方等の業務上の災害も非常に多く発生しています。

みなさまが一人親方等に発注する際に必要と思われる事項をご確認ください。

建設業の死亡災害発生状況

(人)



※労働者には一人親方等の数は含まれていません

直近5年間（2020～2024）の建設業の
労働災害による死亡者数（年間平均）は
254 人

一方、一人親方等の死亡者数（年間平均）は
80 人

事故の型別では
「墜落・転落」の占める割合が
約 65%と最も高い



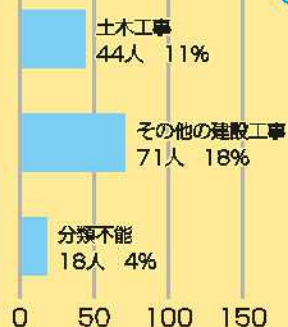
2020～2024年の5年間で400人もの一人親方等が亡くなられています

一人親方等の死亡災害

半数以上が建築工事で発生

建築工事

267人 67%



建築工事の内訳では…

木造家屋建築工事 97 人
鉄骨・鉄筋コンクリート建築工事 48 人
その他の建築工事 122 人

墜落・転落が6割

墜落・転落

261人 65%



発生した場所で見ると…

屋根、はり、もや、けた、合掌 74 人
足場 68 人
はしご等 45 人
その他 82 人



(1) 元請等の事業者が一人親方等に仕事を発注する際に遵守すべき事項

①一人親方等の就労状況を把握する

一人親方等に仕事を依頼し就労させる場合には、「再下請負通知書」等を提出させることにより、先次の協力会社や元請が一人親方等の就労状況を把握できるようにします。再下請負通知書が提出されないままだと、工事関係者に一人親方等が就労していることが伝わらず、毎日の安全工程打合会で検討される翌日の作業内容が一人親方等に十分に周知されないままとなり、災害が発生する原因となります。

②作業間の連絡と調整を怠らない

特定元方事業者（建設業及び造船業の元請）は、混在して作業することによる災害を防止するため、一人親方等を含む混在作業に関連するすべての関係請負人と作業間の連絡及び調整をする必要があります。特に、周辺での作業を把握していなかったために災害が発生しやすい車両系建設機械や移動式クレーンを用いて作業する場合の作業計画等は、一人親方等とも情報を共有するとともに、災害の危険がある場合は、作業間の連絡と調整をする必要があります。また、下請事業者が一人親方等を使用する場合には、下請事業者と同様に調整等をするよう指導します。

③新規入場者教育を必ず実施し、独り作業等を管理する

一人親方等は独りで作業することがほとんどであり、その分、不安全行動を他から注意される機会が稀になります。また、一人親方等は途中から現場に入退場することから、途中入場時には、当日の安全指示や注意事項を職長に必ず確認してから作業し、途中退場時には、災害発生の有無を職長に必ず報告させるよう指導しましょう。特に新規入場時教育（下記（3）参照）は必ず受講させ、現場のルールをよく理解させましょう。また、一人親方等は、スポット作業となることも多く、工事関係者に報告することなく、勝手に作業した結果災害が発生してしまった事例もあります。一人親方等の作業を常に把握し不安全な状態で作業していないか確認しましょう。

(2) 一人親方等に講ずべき安全衛生対策

①KY活動と始業前点検を徹底させましょう

KYは安全の要です。しかし、一人親方等のKYは「一人KY」とならざるを得ません。「自問自答カード」を作成、使用して必ず「声だし」による「一人KY」を実施させましょう。

②資格の保有状況を確認してから作業させる

免許や技能講習、特別教育が必要な作業の場合には、事前に必ず必要な資格を確認し、保有してなければ取得してから作業させるようにします。

③作業を変更する時には、元請、協力会社への報告を徹底させる

一人親方等が先次の協力会社や元請に無断で作業を変更した結果、災害が発生することがあります。作業を変更する場合、協力会社の職長を通じて元請に必ず報告させ、元請の承認を得てから作業に取りかかるようにさせましょう。

(3) 一人親方等が現場入場時に共有すべき事項

新規入場者教育時に共有すべき主な内容は、以下のとおりです。

①所長の方針

元請や一人親方等が関係する協力会社の所長の安全衛生方針、重点実施事項等

②工事の概要

工事名称、工期、建物の構造、発注者、設計者、施工者名等

③施工を管理する体制

元請工事事務所の組織、安全衛生管理体制等

④現場の配置図

現場の施工範囲、工事事務所への出入り口、通路、休憩所、トイレ、喫煙場所等を図示

⑤車両・通勤・交通

現場の始業時刻、工事車両（通勤車両、資機材搬入車両等）の入場ルート、工事用駐車場の位置、現場入退場の方法、現場内の制限速度、高さ制限等の車両走行時の現場ルール等

⑥基本的な事項

朝礼、TBM、KY活動への参加、保護具の着用、有資格者の配置、持ち込み機械の点検や許可ルール、必要となる養生措置、火災や事故発生時の報告等

⑦現場の独自ルール

現場の施工環境、近隣協定等の遵守事項や所長方針等の現場独自のルール

⑧品質・環境・その他

施工要領書や作業手順の遵守、施工出来ない場合の元請社員との協議、整理整頓・清掃の実施、産業廃棄物の分別と指定場所への廃棄、煙草の吸殻の始末等

⑨一人親方等の遵守事項

職長会活動、作業間連絡調整会議への積極的な参加、KY用紙・作業安全指示書の記入、作業終了時の報告など一人親方等の遵守すべき事項

(4) その他必要と思われる事項

①重点実施事項

一人親方等には以下の3点を励行させることとし、パトロールの際などに重点的に点検することとします。

- ・現場の安全設備の不具合を発見したら改善を申し出ること
- ・現場の安全設備を取り外したら必ず元に戻すこと
- ・ひと作業ひと片付けで作業を進めること

②安全運動

現場の実作業で次の運動や活動を実施させ、習慣として定着させます。

・声掛け運動

現場での挨拶は「声掛け運動」の基本です。保安帽の見やすい場所に氏名を記載し、挨拶時に名前を呼び合うようにしましょう。声掛け運動の本来の狙いは、作業員の不安全行動を見逃さず、不安全行動を注意することにあります。体調不良の作業員に「大丈夫か？」など、優しい声掛けも併せて行うとよいでしょう。

・KY活動

以前は現場での朝礼を実施した後、TBM時に安全広場で行っていましたが、最近では、「現地KY」が普及しています。一人親方等は現地で「一人KY」を行うこととなりますが、危険予知を重点的にを行い、リスクアセスメント手法を取り入れた「一人KY」を実施するとより効果があるでしょう。

・指差呼称

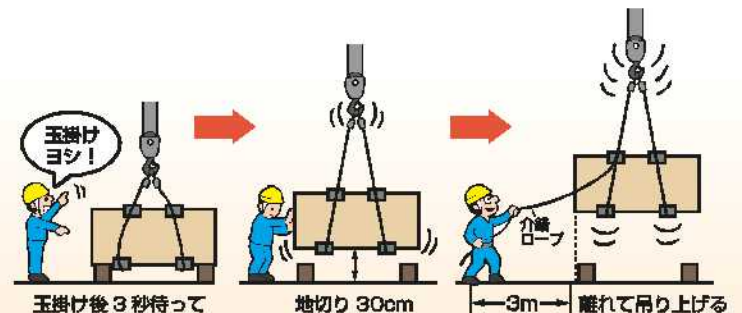
作業開始前に作業場所を指差呼称しながら点検しましょう。視線に指を添えて見て声を出して確認することで見たくない現場の不具合を発見できることがあります。大きな声でなくてもよいので、「指差」して持場を点検してください。元請も指差確認しながら現場を巡視するのも「指差呼称」を定着させる確かな方法の一つです。

・ヒヤリ・ハット

作業終了後に協力会社の職長が作業員全員からひやりとしたり、はっとしたことの有無を聞き取り、あれば元請に報告させ、原因の究明と再発防止対策を講じます。必要に応じて翌日の朝礼で紹介するなどして災害の芽を事前に摘むことができます。

・その他

重機との接触災害を防止するための「グーパー運動」、吊り荷による飛来落下災害を防止するための「3・3・3運動」などがあります。それぞれの目的を理解させ、正しく行われるよう指導してください。



建設職人基本法に基づく基本計画（令和5年6月改訂）

建設工事従事者の安全及び健康の推進のため、基本計画が改訂され以下の事項が追加されています。

- 1 安全衛生対策項目の確認表及び安全衛生経費を内訳明示する標準見積書の作成・普及
- 2 一人親方との取引の適正化及び必要経費を適切に反映した請負契約の確保
- 3 現場の安全性促進のため、建設機械施工の自動化・遠隔化やロボットの活用等インフラ分野のDXにおける安全な工法等の研究開発・普及
- 4 処遇の改善及び地位の向上のため、新・担い手3法や労働基準法を踏まえた「働き方改革」の推進、処遇の改善、インフラ分野のDXの推進
- 5 墜落・転落災害の防止のため、①足場・屋上等の端、低所（はしご・脚立）からの墜落・転落災害防止のためのマニュアルの作成・普及、②足場点検の確実な実施のための措置の充実、③一側足場の使用範囲の明確化
- 6 健康確保のため、①熱中症予防のための暑さ指数の把握と対策、②騒音による健康障害防止のための作業環境測定、健康診断、労働衛生教育、③解体・改修工事における石綿ばく露防止のための事前調査の実施、その結果に基づく作業の実施と記録の作成
- 7 多様な人材確保のため、①女性の定着促進に向けた現場の労働環境の整備、仕事と家庭の両立のための働き続けられるための環境整備、②増加する外国人労働者への安全衛生教育手法、ピクトグラム安全表示の開発、③「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく取組、転倒防止の取組

建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約330人※もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

※ 2020年～2024年における建設業の死亡災害発生件数の平均

〇労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された「労働災害防止対策に要する経費」が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための実効性のある施策として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「安全衛生経費を内訳として明示するための標準見積書の作成手順」を作成し、各専門工事業団体に作成・活用を依頼しています。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する国土交通省の取組は
下記HPをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html



安全衛生経費について 国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室
お問い合わせ先 電話番号 03 (5253) 8111 (内線24813、24816)



STOP! 熱中症

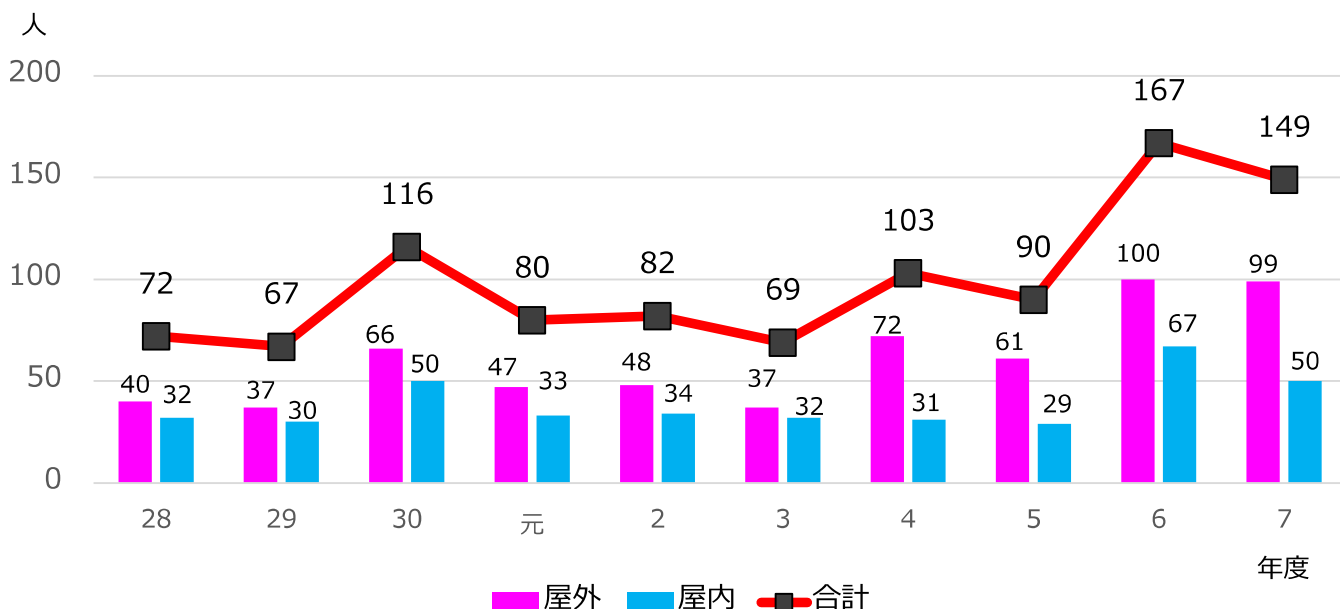
クールワークキャンペーン

キャンペーン期間

5月 6月 7月 8月 9月

重点取組

佐賀県内における熱中症に係る労災認定件数（人数）の推移（不休災害を含む）



キャンペーン概要

佐賀労働局・労働基準監督署

実施されているかを確認し、☒ しましょう

5月～9月 キャンペーン期間にすべきこと



暑さ指数の低減



水分・塩分の摂取



作業時間の短縮



休憩場所の整備



暑熱順化への対応



作業中の労働者の健康状態の確認



異常時の対応

- ・あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
- ・少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
- ※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却
- ※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）